

# 監獄協會雜誌

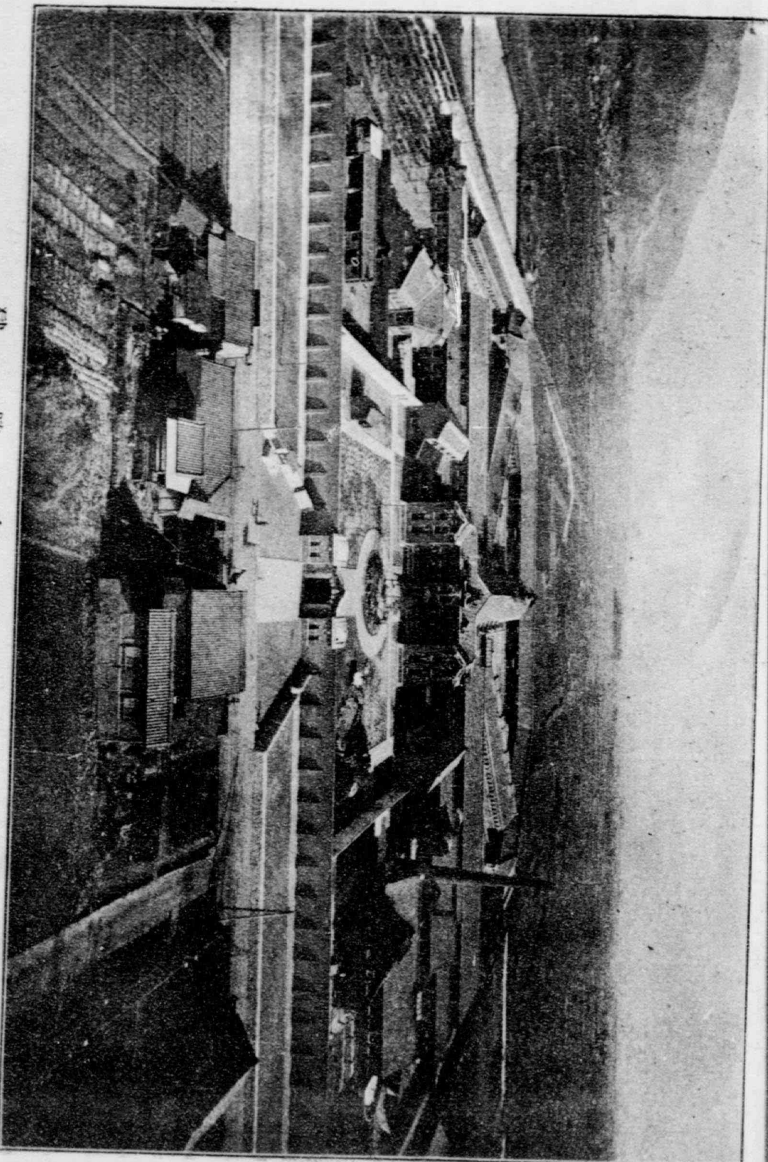
第貳拾五卷  
第五號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可  
明治廿一年五月創刊每月一回二十日發行

(明治四十五年五月二十日發行)

# 監獄協會雜誌第貳拾五卷第五號目次

- 口 繪 (高眞版)
  - 新築甲府監獄.....
- 論 說 (一頁)
  - 刑事政策論の要領(承前完了)..... 司 法 省 参 事 官 大 場 茂 馬
  - 演 講 (八頁)
    - ル井第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情(承前)..... 東 京 帝 國 大 學 法 學 博 士 中 田 齋 君
    - 川越分監少年受刑者の境遇(承前完了)..... 浦 和 監 獄 典 獄 三 浦 眞 頁
- 資 料 (二四頁)
  - 刑事被告人の身神狀態(承前完了)..... 長 野 監 獄 典 獄 叢 三 七 頁
- 談 叢 (三七頁)
  - 千石監獄回想談.....
- 統 計 (四二頁)
  - 明治四十五年三月末日現在々監人員表.....
  - 明治四十五年三月末日現在々監人員監獄別表.....
  - 前期六月末滿新入監受刑者累年比較表.....
- 說 林 (五一頁)
  - 刑事人類學博物館の特色.....
- 寄 書 (五六頁)
  - 感化事業の設備.....
  - 刑事政策上の一光明.....
  - 葡萄牙の牢獄.....
  - 幼児の賣買.....
- 通 信 (六九頁)
  - 監獄衛生雜感(其三五)..... 金 澤 石 崎 實 樂 生
  - 監獄時事問題..... 上 田 典 獄 談
  - 千葉監獄と祖先崇拜..... 平 野 賢 榮
- 報 告 (七八頁)
  - 大分縣下の保護團..... 江 上 秀 吉 報
  - 各宗同祖種善會の創立..... 十 勝 監 獄 報
  - 寺永慈坐院事業成績..... 寺 永 主 管 報
  - 愛知慈惠會事業現況.....
  - 本派本願寺の監獄布教..... 和 歌 山 監 獄 報
- 叙 任 (八七頁)
  - 逃走事故○傷害事故○囚徒の放火未遂○姫路分監の火災
  - 西郷分監の廢止并に出張所○公吏犯罪者の激増○元岩手監獄典獄川口氏の訃○朝鮮苦刑令○假出獄及假出場に關する取扱手續○指紋取扱規程.....
- 會 報 (八八頁)
  - 茶話會○谷野理事の巡迴○豊野理事の歸任○谷田會長の出版.....



新 築 甲 府 監 獄

# 監獄協會雜誌第貳拾伍卷第五號

論

說

## 刑事政策論の要領 (承前)

### 第二 刑事政策の消極的目的

司法省参事官  
ドクトル、ユリス 大 塚 茂 馬

刑事政策の消極的目的の一たる一般豫防は其積極的目的の他の方面を觀察したるに過ぎざれば特に茲に之を説明するの要なし。消極的目的の一たる特別豫防は獨り刑罰の執行に依り達し得べきものなり。刑罰の本來の目的(刑法ノ威威)に矛盾せざる範圍に於て或は犯人を威嚇し以て再び罪を犯さざらしめ或は之が自由を奪ひ其罪を犯す能はざらしむるを得るは勿論或は之を感化遷善し良民たらしむるの道を講ずる能はざるに非ず。法令に改正を加へ或は法令の範圍内に於て爲し得べき事務に改革作振を加へ以て斯種の目的の貫徹に力を盡すべし。特に注意すべきは刑罰の執行に依り他日の害惡を貽さざ

る注意殊に刑罰執行に依り本人若くは家族をして將來罪を犯すの止むを得ざるの窮境に陥らしむるが如き新なる犯罪原因を作らざるの注意を必要とす。茲に一言すべきは學者或は一般豫防若くは特別豫防を以て刑罰の目的の全部なるが如く思惟し或は前者に重きを置かんとし或は後者に重きを置かんとするが如きは棋面の大局を忘れて其一隅に偏して争を爲し又は其一隅の一小部に偏して争を爲すに異ならず。

## 第二節 刑事社會政策の要項

最も有効に犯罪を豫防せんと欲せば犯罪の發生の原因を究め之に向て斧鋌を加へざるを得ず。犯罪の原因は之を分て社會的原因及び個人的原因の二と爲すを得。行爲者の社會に於ける境遇特に生計資料の窮乏、社會的關係の不適當の如きは社會的原因の最も主要なるものなり。行爲者の犯罪的性癖及び犯罪的慣習の如きは個人的原因の最も主要なるものなり。然れども大多數の犯罪は右兩原因の併合に因り發生するものにして獨り社會的原因若くは個人的原因の一のみに因り發生すべきものに非ず。故に兩原因の中一を除くを得ば犯罪の豫防は其目的の大部分を達し得べきなり。

刑事社會政策は之を分て第一狹義に於ける刑事社會政策、第二廣義に於ける刑事社會政策の二と爲すことを得。犯罪行爲ありたる者に行政上の保護若くは檢束を加へ以て犯罪豫防を企圖するが如きは

狹義の刑事社會政策に屬す。例ば前科者及び犯罪行爲ありたる幼年犯罪者若くは精神病者の處置の如き犯罪行爲ありたる者に對し施すべき刑罰以外の處分の如きは狹義の刑事政策に屬す。刑事社會政策は一に之を犯罪豫防法 (Prophylakti s von Verbrechen) と稱す。之に反して犯罪行爲又は犯罪者の處分に直接の關係なきも犯罪の發生若くは其増減に重大なる影響を及ぼすべき事項に對する政策は廣義に於ける刑事社會政策に屬す。救貧、防貧、救世、勞働に關する行政事務の如きは之に屬す。本來の意義よりすれば前者は之を刑事社會政策と謂ふを得るも後者は之を單に社會政策と稱するを適當と爲す。社會政策中特に犯罪の發生若くは増減に影響ある部分に屬するが故に刑事政策に緣故を有するものとす。

### 第一 狹義の刑事社會政策の要項

狹義の刑事社會政策中最も重要なものは第一前科者に對する處置、第二犯罪ありたる幼年者に對する處置、第三犯罪ありたる心神喪失者及び心神耗弱者に對する處置なりとす。

#### 第一前科者に對する處置

既に一旦犯したる者は之に依り多少にもせよ犯罪の心意を有し又は之を有したりしことを證明するものなり。而して一旦犯罪に依り刑を受けたる者は一種の不名譽を有するものにして普通人と伍して競争場裡に立つ能はざるを普通とす。特に刑の執行を終りたる後に於ても尙ほ罪を犯すに至るべき個

人的若くは社會的原因にして存する以上は此者が再び罪を犯すことあるべしとは何人も之を想像し得べき所なり。生計資料に窮する無資無産の徒に在りては刑の執行に依り新に不名譽を得且つ曾て有したる地位職業を失ふに依り其社會的犯罪原因は一層増大すべきなり。斯の如く社會的犯罪原因増大したる者に在りては其個人的犯罪原因が既に消滅したるや否や換言すれば本人が既に犯罪を真心悔悟したるや否やは實際に於て左程の重大なる意義を有するものに非ず。既に刑を受けたる者の身に立ちて考ふれば其境遇は非常に憐み且つ傷むべきものなり。國家は斯る窮民を救助し之を保護するは其當然の任務を果す所以なり、又國家の地位に立ちて考ふれば行爲者は憐むべきものあると又惡むべきものあるとを問はず再び罪を犯し國家に害惡を加ふる處ある者なり。國家は之に對し保護を加へ以て自衛(束檢)の道を講ずるは其當然の任務を果す所以なり。故に孰れの方面よりするも國家は將來罪を犯すの處ありと認めらるゝ者に對し保護自衛の道を盡さざる可からず。此保護たるや國家自ら經營すべきものにして私人の經營に一任すべきものに非ず。夫の私人の經營に係る免因保護事業の如きは前科者の保護として有効なる事實なること勿論なりと雖も獨り免因保護事業に依り完全に其目的を達し得べきものに非ず。何となれば私人經營の事業は其保護を如何なる範圍に及ぼすべきや又之を恒久的に繼續すべきや否やは私人の自由意思に存するものにして私人事業の當然の結果として保護を希望する本來

無害に等しき者に限り之を保護するを得るも保護を希望せざる兇暴不逞の惡漢の如き眞に保護を要すべき者は却て之を保護する能ずして一に其爲す所に放任せざるを得ざるが如き結果を生ずるを免れず  
 第二 犯罪行爲ありたる幼年者に對する處置。

犯罪行爲ありたる幼年者も其年齢の長幼に従ひ之に刑罰を科するを得ざる者と之を科するを得る者との區別あり之を科するを得ざる者にありては之を感化教育し再び犯罪行爲に出づることなからしむるを目的とする救護に付するを要す。又刑罰を加へ得べき幼年者と雖も尙ほ將來の爲め感化教育を要すべきものとせば刑罰に代へ又は刑罰執行後之を感化教育に付するを可とすべし。又幼年者既に甚だしく墮落したるが爲め感化教育を以て充分に累犯の虞を豫防する能はざるものと認めらるゝときは一般前科者に對すると同一の處置に付すべきなり。

第三 犯罪行爲ありたる心神喪失者及び心神耗弱者に對する處置。

犯罪行爲を爲す精神病者の如きは刑法の所謂心神喪失者にして刑法上無責任者にして刑罰を加ふべきものに非ず。心神耗弱の結果として罪を犯す者の如きは全然無責任者に非ざるも其の刑罰たるや常人に比し其刑を輕減すべきものなり。然れども此兩者が犯罪的傾向を有する點は之を無賴の惡漢に比し更に勝ることなしとせず。斯る場合に於ては一面心神喪失者又は心神耗弱者を憐み且つ傷むの趣旨

に於て之を保護し他の一面に於て國家は犯罪的傾向あるものに備へ以て自衛の道を講ずる趣旨に於て之を保護し之に檢束を加へざる可からず。此保護檢束たるや犯罪行為ありたることを條件とするものなれば之を刑事政策に於て論すべきものとす。

## 第二 廣義の刑事社會政策の要項。

社會政策中犯罪の發生若くは増減に關係あるもの、中最も著きものは第一救貧及び防貧其他の經濟關係の整正、第二孤兒其他適當なる監護者なき幼兒の救護、第三教育事業の作振、第四勞働制限の厲行の四と爲すを得べし。第一憐むべき窮民を救助し又一般細民の未だ甚しき赤貧に陥らざるに當り之を救濟し之をして力行勤儉以て恒産を得せしむるの策を講ずるが如き其他經濟關係を整正するが如き人はをして生活資料を得せしむる所以にして之に依り社會的犯罪原因の大部分を免除するを得るものなり。第二孤兒其他適當なる監護者なき幼兒は之を其自然の境遇に放置するときは較もすれば犯罪者の新兵となりて大に社會に害惡を加ふるものなり。然るに之を救護教養するは大に人道に合するものにして一面に於て社會に對する害惡を未萌に免除し他の一面に於て將來に於ける國民を構成すべき分子を健全ならしむるものなり。換言すれば孤兒又は監護者なき幼兒を救護養育するは實に人道に合するのみならず禍を轉じて福と爲す所以なり。第三教育に關する設備を周到にし世道風教を作振するは一

面に於て犯罪の個人的原因を未然に豫防する所以にして他の一面に於て社會關係を優良ならしむるものにして社會的犯罪原因を免除する所以なり。第四女子をして一定の規律ある勞務若くは勞働に服せしむるが如きは將來の國民を産むべき母體に煩累を及ぼすの虞あるものなり。又身體精神未だ熟せざる幼者をして早く一定の規律ある勞務若くは勞働に服せしむるが如きは其健全なる發達を遂げしむる所以に非らざると同時に又將來充分なる勞働力を得せしむる所以にあらず。故に女子及び幼者の勞務若くは勞働に對する制限的保護を嚴にして或は健全なる子女の繁殖を計り或は健全にして勞働力旺盛なる國民を養成するの道を講ずるは國家の富強を企圖する所以にして又以て社會の落伍者を生ずるの虞を少からしめ以て將來に於ける社會的及び個人的犯罪原因を未萌に防ぐ所以なり。(完了)

## ル井十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情 (承前)

東京帝國大學 法科大學教授 法學博士 中 田 薫 君

其中に證據調がある此頃又々ウルズールの修道院で五人程尼さんが惡魔につかれたのでローバルドマン始め先度の如く公衆立會の上で惡魔落をして見たが不相變種々の失策ばかり出ましたがそれにも拘はらず證據は確實であると云ふので愈々判決といふことになる、何日に申渡があるといふことになつた、所が今まで黙つて見て居つた所の市民が承知しない、地方裁判所即ちバイーの裁判官も承知しない、それが判決のある前日に鐘を鳴らして市の或會堂に市民を招集したのでゾロ／＼と老幼男女共が集つて來た、そこで今度の事件は無法の事件である、それ故に王に對して陳情書を出して巴里の法科大學の教授といふものに此裁判をして貰ひたいといふことを王に願ひ、それから一方には官吏や裁判官が如何にも其權限を濫用して居るからと云ふので、それを監督する任務を有するホアチエーのバルマンに上申しやうといふことを決議して市民一同署名をして出したのでありますが、王に出したも

のもバルマンに出したのも、皆なローバルドマンが握り潰してしまい、直ちに命令を出して、其市民の決議は違法故罰金を科するといふやうな命令を下して、とう／＼判決を下して仕舞つた、其判決に依ると、グランチエーは魔法を使つて斯ういふことをした、及び其他の罪を犯かした——何の罪だか分りませぬ——それで先づ第一に自分の住持であつた所のサンペールといふ御寺の前で、坊さんのことであるから懺悔させる、其後にサンクロアといふ大きな御寺の前の廣場で生きながら火刑に處す財産はすつかり王に沒收す、其中の一部分で銅板を作り彼の罪狀を刻してウルズールの修道院に納める、それから最後に但處刑にする前に特別の拷問と普通の拷問とをすといふことが書いてある、ちよつと説明を要しますのは最後に申上げました刑を執行する前に拷問をすといふことであります、ちよつと考へますと拷問は判決をする前に課すべき順序のやうに思はれる、昔はさうであつた、所が證據法の變遷からして佛蘭西では此拷問を二種に分類してある、一つの方は豫定的拷問一つは準備的拷問此二つに分けてありまして、豫定的拷問といふ方は他の證據を以て判決を下す、併かし其犯でもあるといふ疑のある場合には拷問を加へて其犯人を白狀さして然る後判決を執行する場合でありますも一つ一つの準備的拷問といふ方は矢張り其中が二つに分れまして、其一つは證據を留保して爲すものと證據を留保せずにするものとの二つがあります、證據留保といふものは今までの證據で先づ大抵

判決が出来る、併かし試みに拷問をして見様と云ふ場合であります、若し拷問して白状がなければ前の證據で判決して差支ないのである證據無留保と云ふのは證據不充分であるから拷問して新たな證據を求めよ若し罪人が白状せぬときは放免すると云ふ場合であります、今のグランデエーの場合はどういふ拷問であるかといふと、詰り誰か共犯人が居るであらうから、共犯人を白状させるといふ爲めの拷問であります、所が實際は共犯人が無いのでありますから、拷問をして苦める積りでさういふことを附加したのであります、所で愈々羽の執行日であります、其日が参りました所が立派な市の公會堂といふものを借りて、そこに裁判官が立會つたのみならず、市の主な者が立會つた、そればかりでない、其裁判官及び市の主な役人の妻君お嬢さんといふものが皆其處に立會つた、まるで芝居見物をするやうな譯で、そこで拷問の見物を始めた、斯ういふ風に其當時の社會といふものは非常に道徳が腐敗して居つたそこで先づ色々手續をしまして、愈々拷問にするといふことになつて、そこで判決にある如く拷問は普通と特別の二つをやる、是は其犯を白状させる時には普通と特別と二種の拷問をやることになつて居つたのでございます、普通のは必ずしも一定して居らぬので、土地々々に依つて拷問の方法は違つて居つたのであります、其當時ルダンに行はれて居つたものは二枚の厚板の兩側に釘が出て居る端は綱で結びつけてある、これで足を挟むのであります、普通の拷問の方は四つの釘が

出て居り、特別の拷問の方法は八つ釘が出て居る、拷問の際ローバルドマンは道具の釘が細くていけないから大きい奴を持つて來いと役人に命じましたので役人は探がして見たけれどもこれよりも大きな釘の奴はなかつたと云ふことであります、扱て愈々拷問するとグランデエーは時々氣絶して仕舞ふさうすると藥をやつたり水をやつたりして又た拷問をする、終に特別のものをやる、其時には骨が破れて髓が出たといふことである、それでも白状しない、無論白状することはないのであります、とうとう仕方がないから是で以て拷問を終つたのであるから焼殺すといふことになつた、グランデエーは焼殺される前に裁判官に色々無罪であるといふことを陳情したけれども許さなかつた、漸く二つのことを許してもらつた、即ち市民に對して最後に一言を述べることを、焼き殺す前に頸につけてある繩を引きしめて絞殺して貰ふこと此の二つのことを許してもらつた然るに愈々グランデエーが人民に對かつた最後の訣別の語を言はふとすると反對派の坊さんが澤山居て最後の聖水であると稱して水をドン／＼グランデエーに打ちかけて物を言ふことが出来ぬ様にしてしまふ、それから頸にかけてある繩に結び目を澤山拵らえて置いていくら引張つても頸が縮まらぬ様にしてしまつたこれ等は皆な反對派の坊さんが勝手にしたので裁判官や刑の執行人の許可を得たのではない實に亂暴な人非人の坊さん達と言はねばなりませんか、かくしてグランデエーは遂に生きながら焼き殺されてしまつた、此の様な



無法な裁判の實例はその當時珍らしくはないのであります。第二に申上げたいのは、今度はルイ十四世の時代即ち王權の最も盛な時代に出來た一つの事柄であります、それは何と申して宜しうございませうか、僞名カイユ事件とも申しましやう、即ちカイユと云ふ人の名を僞つた事件であります、是もちよつと當時の政治上の事を申上げて置かなければならぬ、御承知の通りヘンリー四世の千五百九十八年にナントの勅令と云ふ名高かい勅令が出ました、丁度ヘンリー四世の二三代前から佛蘭西では貴族が黨派を組んで喧嘩して居る所に持つて往つて獨逸ではルイナルが宗教革命を唱へ出した、それに呼應して瑞西の方ではカルピンが新派を唱へ出した、忽ち新教といふものが方々に弘がつて、佛蘭西に這入つてユージェノット派となつたのであります、政治上の争が一方にある所にそれが這入つて來たから、政治上の争と新舊兩派の争が結び付いて内亂が屢々起つた、而してユージェノット派は常に舊教徒から迫害を受けて殘酷な目に遭つて居たのであります、遂にヘンリー四世の時に到りナントと申す處で爾後信教の自由を認めると云ふ勅令を出したのである。其結果新舊兩派の宗教争も止み内亂が平定すると共に佛蘭西は榮へて來たのであります、處がそれがルイ十四世の時代になりまして千六百八十五年に突然彼のナントの勅令を取消してしまつたのである、そこで非常にユージェノットの恐慌を起した、當時ユージェノットの信教は佛蘭西に於きまして

二百萬ばかりあつた、丁度佛蘭西の人口十五プロセントばかりのものであつて、主に商業家とか或は地主であるとか、中流以上のものであつた、それが今俄に信教の禁を受けたのでドシム、外國に亡命して仕舞つたのであります、其爲めに佛蘭西の人口が大分減じたのである即ち二百萬人のユージェノットの中、外國に逃げたのが三分の一、それから他の三分の一は迫害を受けて、いや／＼ながら改宗して仕舞つた、残りの三分の一はどうしても改宗するのはいやだといふので、牢屋に入れられたり殺されたりして殘酷な境遇に陥つて仕舞つた、所が忽ち佛蘭西の商工業及び土地の耕作といふことに差支へた、そこで王及び朝廷は大に後悔して、是は取消をしたのが悪かつたと、斯う思つたのでありますけれども、色々政治上の理由やら取消の取消をする譯にも往かなかつたのであるから、妙な姑息な策を出して千六百八十九年になつてから又勅令を出しまして、外國に逃げたユージェノットの財産であつて曾つて沒收したものを最近の親族に返還する但しこれを受くる親族は舊教に改宗したものでなければならぬと云ふことを發布したのであります、これは外國へ亡命したもの、子孫を佛蘭西の方に呼返すといふ策であつたのです、此の勅令は大分効果を奏して外國から歸つて來た者が大分あつた、それで今度は訴訟事件が急に殖えた、私は最近の親族であるから此財産を下さいといふやうなことで争が殖えた、其結果として一つ有名な事件が起つて來たのであります、信教自由の取消の勅令が出る少し

前のことである佛蘭西にセニユール、ド、カイユといふ貴族がありました南の方の大地主であります、それが或女と結婚をして其間に五人ばかりの子が出来たのでありますが、其の中死んだのもありまして丁度前の取消令が千六百八十五年に出ました時にはイザックと申します長男と其の妹が二人、それだけの子が居つた、其妻君は其の前に死んで仕舞つた、處で此の一家はユーゲノットであつたが爲めに、彼の取消令が出ると直ぐ佛蘭西を亡命して瑞西のローザン市に移住したのである、其時分には主人の御母さんといふものが居つたが、間もなく死んで仕舞つた、それから子供の中の一人の娘も死に長男と妹と二人だけになつて仕舞つた、此の長男のイザックといふものも身體が弱い、故郷に居ります時も美術とか哲學とか或ひは數學とか色々なことを研究させたのであります、出来は良かったが身體が弱くて勉強が出来ない、ローザンに往きましても色々學校に入れて見た、勉強は好きであつたけれども出来なかつた、所が終ひに矢張り不幸にして此者も千六百九十六年に死んで仕舞つた、そこで父が非常に落膽をして居つた、所がイザックが死んで僅か三四年経つて、即ち千六百九十九年になりました佛蘭西の南方のツーロン海軍の監督官の許へ、突然陸軍の兵士一人が来て、私は實はカイユの長男であると名のつた、元來カイユは多少名を知られた人で、さうしてユーゲノットで佛國を亡命したことも分つて居るから、その子であるといふので一同大に驚いた、併しながらどういふ譯で

兵隊になつたかといふと、それには長い話があるといふので其話をした、曰く自分は父とローザンに往つたが、自分は學問が出来ない、それが爲めに父は自分を残酷に取扱ふ、自分は父の所を逃げたけれども捕へられて最後には監禁の身となつて居つた、所が自分はどうも舊教の方に改宗したいといふ考で終に脱走を企てた所が道で以つてサポイを通る時にサポイの兵に取つ捉へられて、無理やりに兵隊になつた、其後サポイを攻めに來た佛蘭西の軍に生捕られて仕舞つた、そこで佛蘭西軍の司令官に事情を陳じて佛蘭西に歸つて來た、然るにマルセイユ迄來ると金は無くなりどうすることも出来なくなつた、所が偶々知合つたのはビエールメンジュと云ふ水兵の留守宅を預かつて居るその妻君と知り合ひになり、終に仲が好くなつて、自分の身の上の事も打明けて終に秘密の結婚をした、といふのは本當の水兵のビエールメンジュといふ者は滅多に歸ることはないから、その代理として亭主になりましたのである、其以後ビエールメンジュの名を以て銀行から金を引出したこともあり、又此妻君に財産を與ふる約をしたことがある、けれども暮しが附かぬから自分も水兵になり船に乗つて勤務をしたことがある、それも駄目になつて、終にツーロンに來て兵隊になつた、其當時は必ずしも今日のやうな義務兵ではない、募集した民兵であります、いつか自分は機會があつたならば名乗り出て、舊教に改宗したいと思つて居つたが今迄その機會を得ずに過ぎた云々と話したのである、そこで監督長

は非常に驚いた、能く質すといふと怪しいことがある、第一さういふ身分のある貴族の息子が人の名を騙つて、人の妻君と姦通するなど、いふことは先づ怪しからぬ、のみならず其事を公然と話すといふことは妙なことである、併し當時は今日と違つて宗教熱の盛な時であります、監督官は此のカイユの子が遙々難義をして親と別れて改宗の爲めに此處まで来たといふことに非常に感心して仕舞つて、それでは我が輩が一つ骨折つてやらうといふので、色々手續をして其處の御寺で盛な改宗式を行つて其結果として色々の公の記録に對して署名を致した、署名をする時は父とか母とか親類の名などを書く譯である、所が不思議なことには此のカイユの子息は自分の名も能く書けない、況や父の名とか母の名とかいふものは皆綴が間違つて居る、自分は前申した通り學問が嫌いであつたから読み書きが出来ぬのであると辨解するのである、此時監督官も少々變だと思つた、あゝいふ有名な人の子であつて字が書けない、本が讀めない、のみならず自分の親の名までも間違へるのは變である、と思つたがそのまゝに打置いた、すると此のカイユの子息の改宗一件が佛蘭西で大分評判になつて来た、終にはローザンまで知れ亘つた、さうするとローザンに居りましたかカイユは非常に驚いて自分の息子は四年ばかり前に死んだ譯である、然るに今や何者かイザツクの名を騙たつてしかも舊教に改宗したと云ふことである、これ我が家の大耻辱であると且つ悲み且つ憤り早速死亡證書を作成せしめて前の海軍の監督官へ送つたのである、前申す通り監督官は少々怪しいと疑がつて居た處へ今度は愈々偽名であると云ふ確證を得たのでありますから今は少くも躊躇せず直ぐ部下の者に命じて所謂ビエールメージュと稱して居る者を逮捕して仕舞つた。(未完)

分監 少年受刑者の處遇 (承前)

浦和監獄典獄

三

浦

頁

少年監の看守は若い者が良いか將た年寄が宜しいかと云ふ問題を私が出したことがありました其時或る部長が申すに概して若い者が良いであります又年寄も必要であらう何となれば若い者は元氣はあるけれども經驗が乏しい従て世話の行届かない所があらう又年寄は經驗はあるが元氣が乏しい其れゆへ若い者は年寄の考で注意して勤め年寄は若い者のやうな考で元氣を出して勤めるのが宜しいと申したのであります之れは尤な話であると考へます。

第五 教誨及教育

教誨室には本派本願寺より寄贈せられたる佛像を安置してあります而して落成式の際慶讚會法要をも

執行致しました其時本省より監獄局長及秘書官が出張せられ本願寺よりは第一教團長大谷尊由師を始め賛事長及賛事二名參列せられて他には聞及びません盛大なる式を擧げたのは實に分監の光榮でふりました。

教誨は個人教誨、集合教誨は勿論其他一、監房教誨は罷業還房時より就寝までの時間を利用して教誨師が或は監房の内に入り或は廊下に立つて話をするのであります二、誕生日教誨は誕生名簿を設け置き毎月第一の日曜日にて之を行ふのであります三、父母命日教誨は過去帳を設け置き其月中祥月命日に該當する者に對して第二の日曜日にて之を行ふのであります四、紀念日教誨は毎年十二月十三日落成式紀念日に之を行ふのでありますその時には落成式の時分監で作りました讚佛の歌を唱へさせますその歌はこうであります

讚佛の歌

(に調四拍子)

1.3 5.5 | 6.6 5.5 | i. i 7 6 | 5 - 0 | 1.3 5.5 | 6.6 5.5 | 3 1 2 3 | 1 - 0 |

なかーき やみぢなをどりつ る われらのむねにーひとすぢ の

i i 7 6 | 5.5 i 0 | 6.5 3 1 | 2 - 0 | i i 7 6 | 5.6 5.5 | 3 1 2 3 | 1 - 0 |

ひかりをあたへ たまふな る みおやのかけのーたふとし や

永き闇路をたどりつる  
我等のむねに一すぢの  
光りをあたへ給ふなる  
御親の影の尊しや

なみだの淵にしづみつゝ  
あいに餓ゑたる此身まで  
今日よりのちはやすらげく  
慈悲のみそでにいだかれむ

盲龜の浮木のときを得て  
いまゝのあたりみすくひの  
あやに尊き御すがたを  
あふぐ今日こそうれしけれ

宗教上の儀式に就ては考慮を要するものがあらうと存じます嘗て私が福島監獄に在職中英國の元女子高等師範學校長であつた彼のヒウス嬢が北海道に行く途中福島に立寄りました其時彼の女子教育家として有名なる安井哲子嬢が案内して來られ福島監獄を參觀したと云ふことでありました其の時女監丈け見せたのでありましたが婦人でありながら門外漢には考の出さうもない難かしい尋ねがありました其中に受刑者は皆教誨を聴聞しなければならぬか又皆儀式に従はなければならぬか抔との問もあつた其折私はこう答へました「受刑者は皆教誨を聴聞しなければならぬが、宗教の異なる者をして儀式に従はしむるやうなことはしないのである」と併し其際基督教の者は一人もありませんでした川越分監にも嘗て横濱より移監せし者の内に聖書を讀んで居る者が只一人あつた丈で今日基督教の信者は一人も居りません。

教育は専ら徳性を涵養し品性を陶冶し身體の發育に留意し處世上必須の智能を啓發し意志を鞏固にするを本旨として小學程度に依つて之を行つて居ります特に修身には重きを置き毎日之を教授して居ります而して最初入監の際出獄後の職業を尋ねて成るべく其職業に適當するやうに實業教育的に教ゆる方針を取つて居るのであります教師は四人で學級受持にして居ります學科の受持と何れが宜しいか此れは一つの問題でありませうが學級受持の方が教師を信用することが厚くて宜いやうに考へて行つて居

ります其上分監長をして毎週一回訓話を致させ又典獄も出張の時は必ず訓諭を與ふることにして居ります。

次には個性研究として入監の際生育誌を本人に自書せしめて居ります其事項は一、生育二、生計三、修學四、職業五、過失の原因及經過六、善行七、希望職業八、出獄後の保護者九、飲酒の量十、飲酒系十一、父母祖父母の病系十二、精神病系十三、既往病であります。

又學校に對して照會をして居るのであります其の事項は一、學校の成績二、操行三、精神狀態四、嗜好學科五、忌厭學科六、身體の狀況七、家庭の狀態八、性質九、惡癖十、其他參考事項であります。

體育には特に留意して休暇日と雖ども之を課し専ら兵式體操を行ふて居ります其種類は一、徒手體操二、器械體操三、執銃體操であります其外團隊遊戲として徒步競走、フォートボール、帽子取、綱引をやるのでありますが、先般相撲を取らせてはどうかと職員に討論研究せしめた所が之れが可否に付いて種々の意見もありましたが結局否とする説が多數でありました併し私は意志を鞏固にする體育の一つとして可なるものと信するのであります、其れゆへ日曜に於て十六歳未満の兒童十三名に對して試にやらせてみたのであります但し喜ぶ者が多數で何等弊害を生ずることはないやうであります相撲を取らせると申しても裸體にするのではありません被服の廢物を利用して恰も柔道に用ゆる稽古着のやう









を發見す實に驚くべき大數なりとす

眼疾性視力減血行の較着なるもの	一	人
發音途滯症のもの	三	人
神經性卵葉痛のもの	六	人
骨格發育不全のもの	一	人
營養不良のもの	二	人
衝逆性一時失神のもの	九	人
頭重、頭痛、眩暈耳鳴等あるもの	十	人
耳漏症のもの	十三	人
近視のもの	十	人
肺結核のもの	三	人
癩癩のもの	一	人
不眠症のもの	二	人
鼻茸のもの	一	人
内斜視のもの	一	人
飲酒不堪症のもの	一	人

夫れ斯の如く異常者則ち精神上稟賦の不充分なるものには身體の障礙も亦之れに伴ひ居ること毫も疑を容れざる處なり而して其身體病中如何なるものが多數なるかを見るに神經疾患を以て最も多しとす此神經疾患は偶然に頓發したるものにはあらずして他の精神状態と程度を同じ身體症狀たる神經症狀の輕きときは從つて精神症狀も軽く身體症狀重きときは精神状態も亦顯著となりて臨床上に表出し來たるものなり以是精神稟賦の不充分なるものを診斷するに身體疾患をも共に研究せずんば嚴格に正鵠を得ること能はざるは明白なる事實にして「コツホ」氏の重きを身體缺陷の研究に致たすも敢て故なきにあらざるなり

精神的徴候としては其徴候たるや精神能力にあつても之れ亦身體的變質徴候に一致し臨床上幾多の變質的異常を呈するを見る先づ其精神徴候を記するに當り反社會的行爲をなし之れを罪惡なりと自覺せざる眞の精神病者は之れを除き處刑上何等普通者と區別なきものにして尙且つ罪惡を自覺せざるもの假令自覺するも極めて薄弱なる處の異常者にのみ就きて之れが神經症狀及精神的症狀を列舉せんとす

(一) 刺戟性憤怒症狀

其刺戟は主に局部性にして憤怒するに足らざる小事に劇憤し憤怒せずんばあるべからざる大事に對し毫も反應を呈せざることあり又其憤怒は定期性に發作間歇あつて時々増減す

(二) 憂苦に堪へる力弱はし

耐苦力貧弱なるが故に苦痛に抵抗すること能はず如何にかして之れを脱せんと計り轉業を求め或は疾病を名として輕業に就かんとし或は往々逃走を企て或は拘禁獄座に堪へずして自縊を謀るものあり

(三) 邪推深く執拗粘着性

邪推深くして妙な處へ氣を廻はし某看守者は自己を惡み自己をのみ苛察し他を愛する某醫師は彼の人には投樂し自己には投樂し呉れすなどのことを言外に漏らし不平的の怨語を弄するものあり又斯の如きことを執拗にも持續的に物に對し事に觸れ何にかに附け復びするものあり

(四) 空想の趨り誇大高慢にして喧嘩を好み屢々自他に傷害を與ふるものあり

(五) 中庸の缺損(所謂偏頗心)

精神能力が不均等に働き事物に對し偏頗にして中庸的適度を失するの行爲あり例之は憐み深くなりて時としては自己何等の利する處なきに同囚者の非行を曲庇保護するに務むるが如き之れなり

(六) 利己主義

利己主義強度にして何事も自己を中心とし自己の利益の擴張をのみ謀り人の權利義務などのことは度外に置く故に外界則ち人に對する觀念なるものは殆んど皆無の状態なり

(七) 忿悶、佞逆的

此性質は一般の通有性とも云ふべき程で何にか少しの行違ひあらんか自己の處志を固持し之れに對し其非なるを訓戒するも懲戒するも説諭するも法語でなすも表面之れに服したるが如く見るも内心は仲々之れに服せず頑として何處までも言張り白を黒風を雨石を左と言ふが如く飽までも逆らひ業に就かず飯でも喰はず遂に反對の行爲を演じ果ては懲罰に附せらるゝに至る

(八) 虚言

こは所謂病的虚言の一種とも云ふべきか事に對し物に觸れ事實を虚構し事實に潤色を加へ其言を飾り飽まで自己の非を掩ひ真正なる事實を吐かず却つて非を「アベコベ」に他人に嫁し恬として恥ぢず又時としては其虚言頗る巧妙にして甘く「トボケ」不圖欺かるゝことあり

(九) 情調劇變(所謂好惡劇變)

此變常が異常者には頗る多く目撃する處のものとする

若し好惡の情劇しく起るときは今日此事をなさんと思立つや今迄執りし業を投げうち多大なる希望と熱心とを以て處志の業に轉せられんことを出願し漸くにして容るゝ處となり之れに就業するや何時しか前きの勇氣消滅して熱心も希望も何れえか雲散霧消し去つて再び願念せざるに至たることあり若し夫れ其希望の叶はざるときは忽ち赫と劇憤し殆んど狂者の夫れの如く一時は前後をも辨せざるに至り果ては自暴自棄に陥つて或は工業を手をせす粗暴なる言行に出で看守者の惡口

を吐き物品を破毀し遂に懲罰を加えられ然る後ち氣靜まるに至たり初めて其非行を謝するのである之れが彼等の一身を誤り犯罪者となるの根本ならんか

## (十)矛盾の

彼等は公私若くは正不正の事柄を混同し之れを區別判斷するの能力に乏し例之は今や工業に精勵に作業賞與金を得て之れを他日生活經營の資に供せんとて殊勝らしく述ぶるかと思へば其舌の未だ乾かざるに早くも己に自己が境遇たる行刑の身を忘れ恰も個人の經營となれる職工場に在るが如き振舞を演じ一朝にして其己に屬せる作業賞與金をして水泡に歸せしむるが如き愚をなすが如し之れ俗に所謂爪で拾つて箕で覆すの類なり

## (十一)嫉妬及猜疑心

嫉妬及猜疑心深く且つ物に執拗粘着にして怨恨性を帯び外界の感受力不確實にして時々思ひ違ひをなし己れ一種の想像を描き某々は自己を遇すること不親切自己を馬鹿にする自己を疎遠にし自己の言を採用し呉れずなど、某の悪口を附加し訴ふる性質あり

## (十二)感情の異常

特別の原因と認むべきものなきに或る場合には憂鬱となり或は些末なる誘因に逢つて比較的甚だしく憂鬱となり時々發作性に發歇するの性質を有す又之れに反し感情の爽快となるものあり憂鬱

の如く別段喜ぶべき原因も理由もなきに爽快を覺え受刑の身其苦痛を意とせざるものあり而して多くのものは皆感情刺戟性にして外物の刺戟に感ずること劇しくして怒り易く従つて物に動き易き性質を有す或は之れに反し感情の鈍陋にして表情の弱きものあり或は感情の揮發性にして今喜びたかと思ふと直ぐ之れが何れえか去つて悲み或は怒ると言ふが如き風のものあり或は感情衰弱とでも稱すべきか感情の脆くして泣くことも早く笑ふことも早く喜ぶことも早いものあり凡て感情は一般に粗野にして兎角自己の感情の動くがまにまに行動し紀律を好まず甚だ放肆なり又同情若くは愛情と言ふが如きものは貧弱なるを常とす

然るに奇態なることは彼等の愛情が或る一部に限局せられて働き居ることか屢々あるを發見することあり則ち同朋間の惡事を覆ひ若くは其犯のものあるも容易に之れを白狀せず同胞との間に秘密を約したるときは其信義を重じ約束と秘密を守ること堅し余の經驗より考ふるにこは決して正當なる信義にあらずして斯の如きは必竟虛榮心の發現にはあらずやと認むるに過ぎず

## (十三)智力異常

彼等の一般は智力の減少あるを見る殊に領解力と云つて外界の色々な出來ことを精神内へ取入れて夫れを合點するの働が不充分若くは遅きものあり故に先見の力乏しく又推理と云ふことも充分ならざる爲め唯だ感情に支配せられ働き居るを以て失敗又失敗を重ね遂に之れが犯罪の身となる

の因を爲す

注意力は散漫性にして一事に長く注意することが出来ぬ例之は教誨聽問中彼方に音がすれば直ぐ彼方へ向き就業中此方に人の來るあれば直に之れに注視し又時としては「ばんやり」として吾關せずと言ふが如き風を呈するものあり

想像力にも缺損ありて彼等は舊き經驗を基礎とし新生のことに付て既蓄の經驗を呼起こし之れと比較し之れと照合し以て斯思想を廻らすこと充分ならざる状態のもの多し又假令へ經驗あるも之れを統一すること或は既蓄のことより以上に編成すること不能なるものあり故に彼等は何れの方面よりするも毎時も眞乎たる順序の成立したる合理を統一すること或は既蓄のことより以上に編成すること不能なるものあり故に彼等は何れの方面よりするも毎時も眞乎たる順序の成立したる合理的意見の發意なくして器械的に架空的の想像にのみ馳せるものあり必竟するに活用とか應用とか云ふことが出來ざるが故に眞の希望活氣となん云へるものあるを發見せず之れ則ち想像力の缺損に理由するの徴なりとす

記憶にも亦缺損あり吾人の記憶と稱するものには記憶と記銘との二あり凡て舊事の記憶は相當に發達して居るも昨今の新しき事物に關しては覺え悪くして今の先き言はれたること戒められたることを直ぐに忘れて復びするが如きものあり又或るものは今日今の記憶はよいけれども舊いこと

を覺えて居ることの出來ないものもあり又感動の激烈なる場合例之は赫と逆せて憤怒し其怒りに乗じて物を破毀し人を毆打し暴言を吐く等色々のことを演じ氣靜まつて後ち之れを詰責するに其當時の狀況を明かに知らざるものあり之れを追想力の缺乏と云ふ此追想力の缺乏は彼等には往々實驗する處にして換言せば一時性健忘と言ふべきなり往々皮想觀者は彼等の記憶缺損をして横着だ、とぼけて知らざる眞似するのだと言はるゝことあるも余は其前後の狀況を參酌し深く追究するに其然らざるを知る

意志の薄弱之れ亦一般に其薄弱なる症狀あるを認む則ち意志の薄弱なる點よりして考慮動きて一定せず過激の情、怠慢の心、放肆の思を制止して行くべき意志の力が薄弱なるか故に困難に打勝ち耐え忍ぶと能はずして無謀の舉(例之は益首などの類)に出で又善いと知つて之れを爲すの勇氣なく惡と悟つて之れを制止するの勇氣もなく唯だ氣に任せ意に驅られ情に誘はれて罪惡の淵に陥るもの多し

其他意志薄弱者に在つては概するに人の影響によつて其志を屈け人の言に乘り人の考に従ひ自己の行を斷行するの傾きなるに之れに反し我儘にして我意の強き興奮性のもありて容易に人の言に従はず何處までも我意を通す或る場合には自己の損をも構はず遣り通すものあり又時としては一見意志の強固なるが如く思はるゝものなきにあらざれどもこは之れ剛腹強情にして頑冥執拗な

るものであつて決して意志の健全なるものにあらず

以上異常者に於ける一般症状の他彼等には道德心の缺乏あり凡て人たるもの道德てふ一種高尚なる觀念を有し我を制し人の權利を侵害せざると同時に自己の權利の伸長發展を謀り人に對し義務を果たし之れを以て社會に臨み人の人たる道を踏み行くべきものなるに彼等は先天若くは後天的の精神缺損の爲めに意志弱く情に偏し智情意の三者共に圓滿なる發達を遂げずして頗る利己主義の一天張りとなりて我のみ自由氣儘に荒れ廻はり外界に對し我意の儘に振舞ふの質を有す故に罪惡を犯し監獄の累を爲す故へなきにあらず

最後に前記の事實を綜合し之れを精神病學の見地より見るに尋常一樣のものにあらず何れの點よりするも安寧無事に社會を経過するを得ざるものなり其内最も多きものは神經性一種の異常氣質者とも名くべきものにして次ぎに精神病的低格者及痴愚者なりとす之等を救濟する爲めに社會の狀況一般改善は勿論個人性處遇法を與ふるを以て主眼とするも本問題は該調査の範圍外に屬するを以て他日に譲り爰に調査の概略を叙す (了)

次  
三

叢

千石典獄回想談

小菅に千石典獄を訪はんとて、去る八日該地へ赴く事となりぬ。朝來雲低く去來して、氣濕ひ雨を催ふす光景に、霎時發足を躊躇せしが、十時頃天日を見るに勇氣を起して出發、南千住まで電車に搭じ、それより腕車を僦ふ、大橋に至れば、筑波の峰青黛を畫くが如く、荒川の流白布を晒すに似たり、凹凸多き舊奥州街道より右折すれば舊水戸街道なり、左に青波漲ぎる麥圃と、右に黄金綴る菜畦とを看つゝ、行く事數町、白堊黄瓦の巍然たる建築は目前に在り、折りしも早月の水増せる田面の蛙鳴聞々耳を聳せんとす。聞く近年夏秋霖雨の際、溼陀の水屢々氾濫して害を爲すを以て綾瀬より分水して此地の邊運河を掘鑿するの計畫ありと。署門に至る前、大道髪の如く、兩側松を駢植す綠翠將に滴らんとす、刺を通じて面晤左の談を聽くを得たり。唯典獄が維新の風雲に際會して健闘努力し、更に明治の新政府に慊焉たるものあり、何事か圖らんとして肥薩の間に飄浪せし事歴を少しく洩せし時は、有鑒に當年を回想して感に堪へざるものゝ如く、耳熱し肩昂れるを見たるが、氏は謙讓して之が載録を許さざるを第一の遺憾とし。獄衙結構の壯なると、所謂千住御殿と稱せし蹟の美

とを觀るを得ざりしを第二の遺憾とす、然り這二大遺憾、拂拭し得るの他日を待たんかな。(蜻洲生)

●一夜造りの監獄學者 回顧すれば烏兔匆匆今を距る三秩前、即ち明治十四年の頃、予は水戸始審裁判所に判事補たりしが、徳島縣警察部にて民刑事務に精通せるもの必要なりとて、同縣知事と所長と屢々交渉の結果、予は其選に當り出で、同縣警察本署の司法部長となり、檢察官代理を勤むる中、十七年同縣の典獄が物故したるより、典獄に擬せられ、廳で典獄任命の辭令は、監獄會議の爲上京すべしとの辭令と同時に下れり。而かも初めて典獄になりたる許なれば監獄則をも一讀せざりしが、第二課長を隨へて徳島より神戸、神戸より横濱まで船の人となりたるを幸ひ、烟波渺々雲漢々、月光碎金天如水、唯聞帳中夜深時、濤與汽輪相搏聲、いとも無聊なる船中に於て、監獄則の俄勉強を爲したり。却説上京會議に列するや諸種の問題に逢着し、且先輩の議論を耳にしたれば、所謂耳學問にて大體の事を知悉し俄學者とはなりけり。されば歸任するや否や、大に知事に向つて監獄通を振舞はし、或は建築の必要を説き、或は分房制を論じ、種々の要求を爲したる結果、遂に新に監獄を建築するの運に至れり。

●監獄則の素讀試験 徳島縣典獄在職後十八年の頃と覺ゆ、當時の看守等は、擊劍の心得は多少ありたるも、學問の素養あるものに至つては極めて尠なく、況んや法律の智識は皆無と云ふも過言に非る程なりき。茲に於て予は試に毎朝早く出署し、看守押丁等をして監獄則の素讀を爲さしめたるに、千二百名中二三ヶ條を讀み得るもの稍々半數、又其中にて字句の解釋を爲したるもの僅々十人許に過ぎ

す、今より之を思へば抱腹に堪へざるも當時の實際は然りしなり。

徳島市に酒井萬吉なる書肆ありけり。或朝の事なりし、其書店に立寄ると、主人問ふて曰く、近頃監獄にて何か變りたる事ありしやと。予其何故なるやを反問すれば、主人重ねて曰く、貴署の御役人様方より監獄則の假名附二百部許注文を受けたれど、店藏の分には到底足らざるより急遽に大阪へ注文せりと。予聞きてこれあるかなと思ひ、心竊かに試験の徒事ならざるを喜べり。兎に角當時の智識は、如此低度のものなりしが、今日現在の長足なる進歩を見て、寔に隔世の感なくんばあらず。

●セコンド看守 これも亦予が同監獄在任中の緯なりし、同監獄の監守に榎戸壬生造と云へる者ありけるが、何時しか囚徒よりセコンド看守なる綽號を捧げらるゝに至りぬ。其所因如何と云ふに後に述ぶる如く當時の監獄が米廩にして、不完全なる往々破獄を企つるものあり、爲めに逃走も頻々なりし。本來夜間の巡警たるや、當直看守が交互に巡警を爲すものにして、即ち一人が巡警を爲すの間は、他は休息する事となり居れり、然るに右榎戸看守は休憩すべき時間に休息をなさず、一方が右を巡れば自分は道筋を更へて左を廻り、毫も休息をなさず、始終廻りて視察するを以て、囚人等は之を恐る、こと鬼神の如く、爲めに破獄等の企をも中止するに至れり。蓋し當時時計の事を一般にセコンドと稱したれば、時計の秒針の如く間斷なく廻る處より、此くは綽號せるものなりと、寔に以て職務に忠實なる模範的看守と謂ふ可し。

○監房制の三時期 維新後、監獄制度を實施してより爾來、今日に至るまで之を三期に分つ事を得べ

し。第一期は米廩時代なり、多くの監獄は舊藩の米倉を利用したるものなるが、當時の徳島監獄なども亦米廩にして、一房五六十人を收容せり。

二十年より二十五年頃になりて、追々改良し來り、又分房制の議も屢々擡上りたるも、實際は雜居房制時代なりと云ふ可し。

それより以降、千葉埼玉東京等が漸次分房制を採るに至り、今日まで之を分房制時代と稱するを得べしと考ふ。

●分房制の必要 分房制度即獨居房は現在の數にては甚だ不足で其必要を感ずるや切なり、改正監獄法にては獨居拘禁の事が規定されて居り、法文上實に金玉燦然たるも、實際に於て行はれざるは至極遺憾なり、此事は過ぐる十七年内務省で開かれし典獄會議にては、全會一致を以て可決したるも、今日まで容易に行はれざりしなり。谷田局長の談に據れば、歐洲諸國にても實行までには二十年、或は三十年の歲月を要せるものありしと。以て其遅々たるを見るべし、尤も吾國に於ても此説の起りしより爾來三十年を経過せるも、吾國の財政にては無理ならぬ事なり。

●分房制の確信 前述の如く十七年の會議に於て、行刑の目的を達するには分房制ならざる可らずとの意見一致し、徳島に歸任するや、分房制に改築せんと企てたるも、中々財政の許さざるを如何せん、四ヶ年の後漸く雜居監房を建築するを得たり。十七年は全國一般に犯罪人の増加せし年にて、拘留監の如き四百人許收容したり、其増加せし豫算にて建築せし監房は、十九年に至て半ば空房を生ずるに至

れり恰かも此頃の事なりき、分房制の可否を稽查せんと思ひ立ち、先づ初犯囚のみに分房制を施して六七年間試みたるが、开は主として罪質人格品性等より區別をなしたり。尤も當時は短期囚多かりし、而して初犯囚放免後三年を過ぎて、入監せるものを取調べたるに、五百五六十人の放免初犯囚中、再犯を以て入監せるもの僅かに二十五六人に過ぎず。是に於て乎初めて分房制の佳良なるを認め、治獄の目的を達するには、獨居房ならざるべからずと確信せり。

●社會の改善 一般に法律の禁制命令に違反したるもの、即犯罪人を減少せんと欲せば、其根元に遡つて社會の改良を第一着にすべしと云へるが、予が福岡監獄在任の時、初犯だけに就て犯罪の原因を探究せんと欲し、初犯者の入監するや、逐一本人の教育程度、財産の有無、親族の關係及其財産程度、生後本人の經歷境遇等に就き取調べ、最後に本人の罪狀に及べり。此の如くして三千人の初犯者を取調べ、而して之が統計を作りたるに、貧困なるものと、家庭の不良なるものと、境遇の不良なるものと、大別すれば概ね此三者の外に出でず、此他即生活家庭境遇の不良以外に因るものは、約二分位に過ぎざりき。是に依つて之を思ふに、既に纏繞の人となる素より監獄の處置に待たざる可らざるも、未だ罪囚たらざる時に當てや、第一社會改善の必要を思はずんばあらず、猶ほ恰かも物腐りて蟲生するが如し、蟲は監獄にて處置すべきも、蟲を生せざらしむるは、社會の手に依らざるを得ず。然り監獄に於て分房制の良法なるを信すると共に、其以外の方法に於て第一に社會改良の必要なるを認識せざる能はざるなり。

統計

明治四十五年三月末日現在々監人員表

(△△減)

刑事被告人	男	女	計	前月末日	前月現在	前年同月	增	減	本月中新受刑者	前月比較	前年比較
刑事被告人	四、八四九	三一二	五、一六一	五、五六七	六、五四七	四〇六	△	△	一、三八六	四〇六	一、三八六
受刑者	五八、二二六	三、〇五五	六一、二八一	六〇、九〇〇	六五、九二二	三八一	△	△	四、六四一	三八一	四、六四一
勞務場留置者	一、一〇三	一三六	一、二三九	九一五	一、四四〇	三二四	△	△	二〇一	三二四	二〇一
懲治人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
携帶兒	四〇	三七	七七	—	—	—	—	—	—	—	—
監獄	六三、三二七	三、三七一	六六、六九八	六六、三九三	七三、〇四五	九一七	△	△	一五	九一七	一五
留置場	八九一	一六九	一、〇六〇	一、〇五二	九七二	—	—	—	—	—	—
總計	六四、二一八	三、五四〇	六七、七五八	六七、四四五	七四、〇一七	三二二	△	△	六、二五九	三二二	六、二五九
考	內朝鮮人刑事被告人男一人、受刑者男二人アリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本表中外國人ナ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
刑事被告人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
受刑者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	一六	—	一六	—	—	—	—	—	—	—	—
英吉利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
露西亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

明治四十五年三月末日現在受刑者罪名表

(△△減)

罪名	男	女	計	前月末日	前日現在	前月比較	增	減	本月中新受刑者	前月比較	前年比較
竊盜	二七、四〇五	一、二三六	二八、六四一	二八、七四三	二九、〇一九	△	二九	△	三七八	二八、六四一	一、八一八
強盜	三、二〇九	一一	三、二二〇	三、二四九	三、五四四	△	二九	△	三二四	三、二二〇	一一
賭博及ヒ富籤	五、二四二	二〇七	五、四六一	四、八六四	五、九八八	△	五九七	△	五二七	五、四六一	一、四五五
詐欺及ヒ恐喝	七、三八三	二四四	八、〇二七	七、五四二	七、七二三	△	八五	△	九六	七、七二三	七〇一
橫領	二、九三九	八四	三、〇二三	三、〇一四	三、三〇九	△	九七	△	二二七	三、〇二三	九九
贓物ニ關ス	六八九	七三	七六二	七五四	九七九	△	八	△	二八九	七六二	九六
毀棄及ヒ隱匿	一〇二	一	一〇三	九五	一二六	△	八	△	二二	一〇三	二二
通貨偽造	三四八	九	三五七	三五七	五六五	△	一五	△	二〇八	三四八	八
文書、有價證券偽造	一、七四六	六〇	一、八〇六	一、八二五	二、一九八	△	一九	△	三九二	一、七四六	一七四
印章偽造	二二三	三	二二六	二三四	四一三	△	八	△	一八七	二二三	一〇
偽證及ヒ誣告	一七五	六	一八一	一六五	一九八	△	一六	△	一七	一七五	一六
毀棄姦淫及ヒ重婚	九二	—	九二	八六	一九四	△	六	△	二	九二	—
傷害	三六五	二七	三九二	四〇七	四五八	△	一五	△	六六	三六五	—
殺害	一、八三一	二八	一、八五九	一、八七二	二、四〇七	△	一三	△	五四一	一、八三一	—
殺兒	二、五三四	一九三	二、七二七	二、七六八	三、一七二	△	四一	△	四四五	二、五三四	—
嬰兒殺	六三	一六九	二二三	二二九	三六〇	△	三	△	一八	六三	—
逮捕及ヒ監禁	二二	六	二八	二五	三一	△	三	△	二八	二二	—





減 前年 比 △	增 前月 比 △	計 留 置 場 計	道海北沖				區州九							
			十	網	樺	札	函	三	鹿	宮	熊	佐	大	
			走	勝	戸	鏡	館	繩	池	鳥	崎	本	賀	分
△	△	五、一六一	五、〇〇九	三三三	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、〇六	五二	八七	四〇	四〇	
△	△	六、二八一	六、三九一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	七六四	五五六	八九六	七一二	八二五	
△	△	三八一	八九〇	一、二二一	一、二二一	一、二二一	一、二二一	一、二二一	三二	八	一八	三	五	
△	△	四、六四一	四、三三九	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	九	九	三	五	五	
△	△	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	
△	△	二〇	七	七	七	七	七	七	三	三	三	二	二	
△	△	六、二五九	六、六九八	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、三一四	九〇五	六一六	一、〇〇一	八七一	

區國四	區	西	區北東																
			秋	山	青	盛													
福長	高	高	松	山	廣	岡	神	和	奈	大	京	秋	山	青	盛				
岡崎	知	山	島	江	取	口	山	戸	山	川	阪	田	形	森	岡				
二八〇	二五九	一四八	五五	七〇	二〇	五〇	三一	三三	二六	一三三	二三六	七〇	二八	三八九	八〇	六九	八五	四九	二一
一、八〇三	一、六〇七	八八三	九七三	九三八	八六五	六四〇	四七三	一、一七七	一、六八〇	一、三四三	二、三四六	七四六	八二四	四四八	三、〇七七	七六七	八六五	五五一	四八〇
三五	三一	六三	二〇	一七	三九	一四	一五	一一	二二	六一	四二	一九	一三	八七	五八	五四	二七	一五	二
一三	二	二	二	一	四	五	一	一	四	五	一	一	八	一	三	六	一	一	一
二、一九〇	一、九〇〇	一、〇九六	一、〇四八	一、〇二七	九二六	七〇四	五一〇	二二六	一、九六七	一、五四二	二、六二五	八三六	八六五	九三二	三、〇八五	八九三	九八三	六一五	五二三

刑期六月未滿新入監受刑者累年比較表

地方管內	二月未滿				二月以上六月未滿				計
	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	
東京	〇、八	〇、八	〇、六	七、二	八、四	八、二	七、七	九、一	八、八
橫濱	〇、七	一、〇	〇、五	九、一	二六、三	三二、五	一四、五	二七、四	三三、〇
浦和	〇、三	一、二	〇、五	一三、八	三二、二	三一、六	一八、八	三三、四	三二、一
千葉	〇、七	一、二	〇、三	一八、五	二二、七	二二、九	一四、二	二五、二	二六、九
水戸	〇、八	一、三	〇、二	一三、六	四三、八	四一、六	二二、〇	四五、一	四三、九
宇都宮	〇、三	二、〇	一、二	二一、二	二七、九	二四、二	一五、一	二九、九	二五、四
甲府	二、六	三、一	二、二	二〇、一	二〇、五	一九、九	二二、七	二九、六	二三、一
長野	四、六	三、四	五、六	一七、四	四〇、三	二五、六	一九、七	二八、五	三〇、四
安曇	一、三	一、二	一、〇	一七、三	二五、六	二六、七	一八、六	二六、八	二七、七
名古屋	一、三	一、五	〇、九	二〇、七	二一、六	三一、七	二二、〇	二四、〇	三二、九
靜岡	一、三	三、〇	五、二	一六、二	二一、五	二一、七	一七、五	二四、六	二四、一
藤原	三、四	二、六	〇、六	二二、二	二二、六	二七、〇	二五、六	二四、一	二四、七
岐卓	一、五	二、一	一、九	一六、一	二二、七	二七、六	一七、六	二四、七	二四、三
新井	〇、九	二、七	一、一	一〇、三	二一、七	一八、四	一一、〇	二四、三	二〇、五
金澤	一、〇	一、八	二、一	一〇、〇	二一、二	一八、四	一一、〇	二四、三	二〇、五

地方管內	二月未滿				二月以上六月未滿				計
	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	
宮城	一、三	〇、四	〇、一	一八、九	二二、七	一六、四	二一、七	二二、七	二七、一
福島	〇、七	一、三	二、九	一三、六	一八、〇	四四、一	一四、九	一八、五	一六、五
盛岡	一、二	一、四	二、二	二八、一	二六、三	四一、七	二九、三	二七、七	四四、〇
青森	七、七	四、七	六、二	三七、一	三五、〇	三六、〇	四四、八	三九、六	四〇、〇
山形	三、二	四、三	五、四	三一、六	三三、八	三九、九	三九、四	四〇、八	四三、五
秋田	〇、六	一、五	二、〇	七、三	二二、二	二九、六	二四、六	三三、九	四三、三
京都	二、六	二、一	三、七	一四、五	一七、五	二〇、七	一七、一	二四、六	二二、七
大阪	一、五	一、一	〇、九	一六、一	二〇、四	一七、八	一七、六	一九、七	二一、四
奈良	五、五	七、四	九、一	二七、六	三六、〇	三六、一	三三、一	四三、四	四五、三
和歌山	〇、六	〇、三	〇、八	二二、六	一九、一	二五、一	一三、二	一九、四	二六、〇
神戶	一、四	一、九	二、七	二二、五	二七、三	三六、七	二四、九	三九、二	三九、四
岡山	一、二	一、九	二、二	二〇、〇	二七、一	二七、九	二二、二	二九、〇	二九、〇
廣島	一、〇	二、四	二、六	二四、六	二八、〇	二八、八	二六、二	三〇、四	三〇、四
山口	四、〇	三、四	四、六	二二、二	三一、八	三三、三	二六、二	三五、三	三一、三
鳥取	四、〇	三、四	四、六	二二、二	三一、八	三三、三	二六、二	三五、三	三一、三
松江	三、七	一、五	一、九	二二、四	二六、六	二八、三	二五、五	三一、〇	三一、〇
德島	三、七	二、二	三、七	二二、四	二六、六	二八、三	二五、五	三一、〇	三一、〇
高松	六、一	四、九	五、七	二八、〇	三三、九	三三、八	二八、七	三一、〇	三一、〇
岡山	三、八	四、七	五、七	二七、一	三二、七	三三、八	二八、八	三一、〇	三一、〇
長崎	二、三	一、四	二、〇	一八、九	二二、七	一六、四	二一、七	二二、七	二七、一
高知	三、三	四、九	五、七	二七、一	三二、七	三三、八	二八、八	三一、〇	三一、〇

福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	函	札	根
岡	分	賀	本	崎	兒	繩	館	桃	室
一、四	〇、七	四、二	五、〇	〇、九	三、四	二、五	三、八	一、四	四、〇
二、五	〇、八	五、三	三、八	一、八	三、〇	一、二	一、〇	一、〇	一、七
二、〇	一、二	五、一	三、〇	二、九	三、五	一、六	三、二	九、〇	一、九
一、九	一、五	二、八	二、六	一、八	三、三	二、九	一、八	一、八	二、一
〇、九	一、四	二、八	二、四	三、三	三、二	二、九	一、八	一、七	一、五
二、〇	一、二	二、八	二、四	三、三	三、二	二、九	一、八	一、七	一、五
一、九	一、四	二、八	二、四	三、三	三、二	二、九	一、八	一、七	一、五
二、三、七	一、八、〇	二、八、一	三、五、二	三、七、八	二、六、六	二、〇、〇	二、七、七	二、六、六	二、一、〇
二、四、八	二、五、三	二、八、六	三、六、〇	二、九、四	三、一、五	一、九、八	二、七、三	二、六、〇	二、二、九
二、〇、四	一、六、一	三、一、五	三、一、四	二、九、三	三、一、七	二、二、三	一、九、一	二、二、七	一、七、六
二、六、二	一、八、八	三、三、四	三、八、六	二、七、〇	四、〇、八	二、四、一	三、〇、〇	三、七、三	二、二、九
二、六、七	二、六、四	三、三、七	三、九、一	三、二、三	四、七、八	三、三、一	三、〇、五	三、五、〇	二、四、九

本表ノ計數ハ刑期六月未滿受刑者ノ新入監受刑者總員百ニ對スル割合ヲ示ス

説

林

● 刑事人類學博物館の特色 牧野英一氏がトリノよりの通信中トリノ大學刑事人類學教室に附屬せる刑事人類學博物館の模様を記せる事項は面白き節あれば左に轉載せり

(前略)此の博物館の特色は、いふまでもなく其の所藏の多數なる頭蓋骨と腦髓とに候。伯林や維納のは刑事博物館なるに對し、此所のは刑事人類博物館なるを以て、其の問題を異にするものある義と察し候。

第一に、腦髓の保存せられある室から、參觀を初め腦髓の大部分は犯罪人のものにて、「トリノ」監獄より得たるものが殊に多數とのことに候。而して是等の犯罪人に就ては、出來得る限り、獨り其の腦髓のみならず、其の頭蓋骨及骨格も亦、大切に保存され居ることに有之、即ち、身體の全部に涉りて、種々の方面から研究が試みられ居るとのことに候。尙犯罪人の腦髓の外に、法醫學的意味を有するものも澤山蒐集され居る様子に候。胎生學其の他解剖學に關するものも大分有之のよしに候。

犯罪人の骨格といふのが、前記の通りよく保存され居り候。是等の骨格に就ては、種々の點に於て、不正常状態が著しいものに候。南伊太利の山賊の骨格といふもの若干有之、之は其の土地の醫師が、地から掘出して、「ロムアローン」教授へ寄贈しよこしたりとのことに候。骨格測定器などいふものも有之候。監獄の模型(之には各國のもの有之候が、獨逸のが不足し居りたりと考へ候、遺憾と存候)、昔の刑具なども有之候が之は此の博物館の特色とするほどのものには無之候。

犯罪人の寫眞が大分集められ居り候。之は貴重な材料と考へられ候。是等の大部分は有名な犯罪人のだといふことに候。其の他、「ホロミヤ」の賣笑婦の多數の寫眞、低能兒の多數の寫眞、淨浪者の多數の寫眞などが集められ居り候。是等は諸方面の教授より寄贈を受けたるものとすることに候。

犯罪人の所持物件及製作物件も大分有之候。是等は犯罪心理の研究上重要な参考品として、研究され居ることに候。小刀の鞘と柄と十字架の形に拵らへ、之れに耶穌の像を飾り付けたるものを見申候。小刀の身の一面に財囊然らずんば生命と彫り付けたるものも一覽致し候。麵の食ひ残し、土塊、石諭の残りなどから製作したるもの、申に、法廷の模様だの殺人の現状だの、犯人と憲兵と絡圖して居る所だの、其の他種々のものが拵らへあり候。紙片に自己の血で模様を畫いた骨牌なども有之候。

耳の模型手の模型なども有之、犯罪人及精神病者の面部を顯細工

にしたるものも大分有之候。是等は諸方面の教授が自ら手を下して作られたるもの、よきに候。

頭蓋骨の集められ居る室には、數百點の物件が陳列しあり候。獨り犯罪人及精神病者の頭蓋骨のみならず、又、各民俗の頭蓋骨が集められ居ることに候。それらの方面から寄贈を受けたもので近い所は「ロシア」、「チエック」など。勿論、亞非利加の南洋の、印度のものも有之よきに候。支那のものもあるが、日本の無いよきに有之カララ教授は之を遺憾として何とか日本の「スケレット」を手に入れることが出来まいかと申され候。歸朝の上、法醫學の教室が、解剖學の教室に就き、頼んで見可申と約束致し候。

是等の頭蓋骨は、種々に分類されて研究され居るに候。而して其の結果として、通常人の頭蓋骨と、其の多くは、材料を戦死したる兵士から採つたといふことは御承知のこと、存じ候。犯罪人、白痴、癲癩患者及癲狂者の頭蓋骨との間に種々の相違を發見することが出来るといふことに御座候。「アピシニヤ」人の頭蓋骨にして、著しく不正常の點に富んで、所謂、犯罪型の特に明瞭なものとの云のも有之候。有名な山賊の「ガスパー」の「アルニオニ」や、放火犯の「ガッヂー」や、窃盜の「ソルズグー」や殺人犯の「キエー」などいふもの、頭蓋骨も有之候。例の中央後頭高が著しく大きいといふ點からして、「ロムプロロ」教授に「インスピレン・ジョシ」を與へたといふ「ヴェイレルラ」の頭蓋骨といふものも一見致し候、之は申す迄も無く、此の博物館の大切な寶物の一に

る事項に關し同氏の談話を歐洲の社會的事業と題して法律新聞に掲載せるが其中の左の一節は感化事業の施設に關するものにて參考に資すべき多きを以て轉載する事とせり

公立的組織で、慈善組織を全く離れて少年犯罪者の感化とか、直接に犯罪の豫防を目的とするものになると種々な設備がある、ソレには感化院があり感化學校があり、感化院へは日本の感化院と同様に悪少年を收容して、一定の年齢に達した者は感化學校へ入れて工藝の職業を授ける、斯う云ふ事を段々やつて來た處が千九百八年から其上に新たに一つ設けられたのがホースタル、インスピチエニシオン、之は英國にも澤山無いがなか／＼盛んなものだ、倫敦から三十三哩を隔て、チアマタンと云ふ町がある其處の停車場から馬車で二哩も奥へ入つた田舎に昨今一箇所廣い設備で半分ばかり出来掛つて居るのがある之は感化院などと同じ政府事業である、此處は十六歳以上二十一歳以下の青年犯罪者で刑の宣告を受けた者を收容して改良する處である、言ふ迄もなく英國は未成年の犯罪者に對する裁判官の處分權と云ふものが實に廣く、裁判官の見込次第で監視付自由、即ち犯罪があつても親兄弟、親戚等に預けて刑を科せず放免する事が出来左様な場合は「監視」せしめて裁判所へ一々報告させるのである、夫から愈々性質の悪いと思ふ者はホースタル、インスピチエニシオン

有之、よく手擦れて光澤がびか／＼と致し居候。

水瓶の「コレクシオン」が又面白いものに候、監獄に於て囚人の用に供せらるゝ陶器製の水瓶（永か三四合も這入り可申敷。伊夫利趣味の一寸風雅なもの有之候。）に囚人が、腰／＼筒を揃へて彫刻を施したるもの、一、いづれ、偶然手に入れた釘又は爪を以て、大きい勢力と長い時間とで爲されたるもの、其の彫刻が往々にして、なかり美術的のものに有之候が、それが、兎角、彼等の心理状態を發露したるものと認めらるゝことに有之。餘程興味あるものに有之候。其の數々澤山集まり居り候。繪あり、文字あり、研究すると啓蒙する所難からざるもの、由に候。或犯人は共犯で窃盜をして後其の共犯者を殺し、死骸を軍筒の中へ隠して逃走したよきに候が、それが獄中に於て自殺を爲す前に、其の水瓶に彫刻を施し、一面には共犯の死骸を軍筒に入れたる所を畫き、其の下に「左様なら、窃盜ガムメル」と書き、他の一面には、獄室に自分が縊れて、吊ら下つて居る所を畫きたるよきに候。此の世では盜みをして懲さたら、外の世界に往つてやらう」と書いたものも有之、又「俺には罪が無い、俺は人間を一人殺したばかりだ、此の世に人間は區分あり過ぎる程居るではないかと影り込んだものも有之候。犯罪の一代記を畫いたものが大分あるやうに候。

感化事業の設備 柿原大阪地方裁判所長が昨年兩年に亘りて官命を以て歐米を巡遊視察し取調た

へ收容する、此等とは犯罪豫防條例とか小兒法に依て規定されて居るので、余が參觀した際には收容された未成年者が三百八十五人あつた、此處で他の感化院などより甚だ面白いと感じたのは此ホースタル、インスピチエニシオンへ收容した奴に對して監獄と云ふ概念を成べく持せぬやうにして居る、併し房は獨房になつて居る、けれども監獄などより非常に自由で所謂兵事的訓練をして以て青年を感化するのが目的である、言はゞ兵營生活のやうに規律的に一時も休みなく青年を働かせる例へば朝七時に起て食事をする、食事が済むと一時間普通教育を施す即ち教學とか讀書とか種々の教育を與へてソレが済むと今度風呂場の掃除室内から食室の掃除、次に體操をやらせる、ソレが済むと晝の食事、食事が済むと三十分休息させて工場へ入れる、工場には靴工あり裁縫工あり木工あり大きな仕掛ではないが種々の工場があつて其處に各々先生が付て居る、さうして其青年の性質及び家庭の状況等を見て此者は親が大工だから木工が宜からう、や此の者は親が指物師だから、指物師が宜からうと云ふ事を鑑別して仕事に就かせるので、其工場の練習が済むと更に何をやらすと云ふ風に一日朝から晩まで時間を割つて働かせる事になつて居る、余が參觀した節は體操をやつて居たが先生が教へる態は全然兵隊の訓練のやうに厳しかった、其の遣り方の激烈な事と云つたら監督者の命令に従つて隊伍を組み、歩くにも兵隊式で元氣なものだ、余は苟かに感じたのである、斯様な悪い奴は連も普通の所謂寛仁な方法で改

真して行かうと云ふことは難い、此方法なら目的を達せられるかも知れんと思ふた、要之青年犯罪者を此處に入れて兵事訓練、規律的訓練で押付けて一人前の人間に爲さう、手に職業を與へてやらうと云ふのが目的らしく考へられる、之が近頃新らしく出来た活動の組織のものである而して一方には私立の慈善協會が非常に活動して居る、之が余の英國に於て特にインテレストを以て觀た設備である。

然らば獨逸佛蘭西は何うであらうか新様に考へて密かに疑つた所が佛蘭西へ行くとメーンンズ、ナンテールと唱ふる所があつて之は英國のウオーグハウスと同じやうな物である、佛蘭西には救貧法と云ふものはないけれども造つて居る事は同じ設備で、余は其中の一の労働場に過ぎない處を見たが公立で四千人も收容して居つた、夫から悪少年の感化院之は日本で言ふ懲戒場である、其他英國の如く慈善協會に對して中央協會と云ふものがあり有名なドカトルローレーと云ふ人が會長で、段々話を聽て見ると矢張英國の中央協會などと聯絡して居る、夫から佛蘭西には英國の如く私立の慈善事業はあるまいと思つた所が同じ目錄だけを擧げたのも厚い冊子が一冊あつて設備の上から言ふと敢て大差は無い、獨逸も同様に救貧法はないけれども各州に労働場が出来て居る、英國は労働場と窮民の收容所、小兒の養育場此三つが必ず一緒に纏つて各州に在る、又獨逸の私立の救濟事業の方面を見ると矢張中央協會があつて獨逸全體の慈善事業を統一し英佛のソレと聯絡し

はるゝ小室に光線及空氣の爲め一つの小さな穴がある計りであれば日中も讀み又は書く事さへも出来ないものである其所で四人は空氣呼吸の爲め其一つの穴の箇所へ集まると云ふ。  
 ▲寢室 同情に堪へぬば寢臺である朽ちたる藁の蒲團一枚を給せられ雨天の日に水が寢臺の下を流れるが時としては連日連夜水が寢臺の下に溜まる事あり又少しく雨降るときは直ちに誰れも彼れも傘を採り出し天井より漏る雨を凌ぐののであるとは一寸振つて居る。

▲宗教 全國の牢獄にては宗教は禁斷されてある教誨師などは無論居らない父兄などへ送る手紙にも I am well in health, thank you. (私は壯健であるお蔭さまで) と云ふより外の通信は一切許さない。

▲飲食物 飲食物は何れも遠方より運搬給與さるゝ常食はパンと水であるが其の食器には蠅は群集して居る其不潔なるは言語道斷である其パンでさへも風雨の際には運搬の途絶へ其糧攻めに違ふ事は物珍らしくもないと云ふが四人共は不得止何日間も斷食する事あり然るに其斷食中も四人は日に二度づゝ室内掃除せざる可からず。

▲監獄醫 全國の牢獄には所謂監獄ドクトルと云ふものゝ設備がない病氣に懸るとも成り行きに放任し置くので獲罪氣管枝炎及皮膚病が非常に多い只監守人申少しく醫藥を解するものがドクトル然として診斷するのである(法律日日)

て有名な人が會長になつて居る云々(法律新聞)

●刑事政策上の一光明 刑事政策上より見て從來犯罪の白痴者は之を社會より隔離するに非れば其病根を人類間に根絶する能はずとは各國醫學者刑法學者の一般主張し來りたる處なるが獨逸ライプチヒ醫科大學長ベイヤ博士は白痴者を外科的手術に依り療治したる一大功蹟を擧げたり

ベイヤ博士は健全なる母胎より産れたる一小兒の甲状腺液を取りて之を白痴小兒の腎臓血液腺中に移植したるに心的活動を直ちに始まり白痴小兒は一ヶ月を出でずして忽ち健全なる心神を發揮するに至れりといふ、猶此試験は爾後引續き數人の他の白痴者に施したるに何れも好成績を現はしたるを以て博士は公然之をライプチヒ科學協會並に刑事政策學會に報告せり、蓋し白痴者の取扱に付從來刑事政策學者の取り來りたる方針に一大光明を與へたりといふべきか(法律新聞)

●葡萄牙の牢獄の一般狀況即ち監房器具其他に關し法律日々の譯載したるものを轉録せんに

▲監房 葡萄牙共和國の牢獄の不潔にして取扱の慘たるは驚くの外ない小き室へ幾人も詰り込むが監獄衛生上より云へば一人一人の爲には四十平方米突の面積を與へざる可からずと云ふが全國の牢獄には一人に對する面積は僅かに三米突であるが其狹窄と云

●幼兒賣買 歐洲諸國に於いて幼兒賣買の風行はるゝ事は、世人の熟知する所なるが、アー・レーエンシユテインム氏の報告する所によれば

アウストリアの首都キーンにては、乞丐が百日咳に罹れる兒童を好んで賣買す、同市裁判所に於て、或る女乞丐が自白せし所にては自ら門乞によりて生計を營み、この門乞をなすに當りては、常に嬰兒を携ふ、この嬰兒は、小額の金子にて備入れしものにて、かゝる兒童死する時は、再び金を投じて他の兒童を得るとの事なり。(人性)



## 監獄衛生雜感 (其三十五)

金澤 石崎 貧樂生

(三一九)工場採光法 伯林に職工保護裝置陳列所があるが毎週火土の午後一時より五時迄と水木の午後六時より九時迄閉館し無料にて公衆の縦覧を許す

工場採光法は今度の法案には何も規定して居ないが學校衛生で大切なやうに工場衛生でも大切であるコーン氏の研究によれば十乃至五十迷燭光力が適當であると云ふ、その範圍内の明るさを工場を有してをるかを検査する器械として Weber & Pflotmeyer 光力計 "Radmwenkelmesser. Wiggins. s. Helligkeitsprüfer が陳列してある勿論その處に採

光と職工の眼との關係などが説明してあると云ふ (三二〇)伯林醫科大學に於ける會計法 監獄の醫務所が必要品を購入せんとするに中り七面倒なる順序と手數とを要する所から比較にもならぬ伯林大學の方法を羨むのも何の證もないが參考迄に左に記す

一箇年の經費若干と定め、その定額内の支出をなすことは日本も同じだけれども其取扱方至つて輕便なり一箇年教室の經費若干内國圖書費若干、器械費若干、治療費若干との別あれども教室に於ては必要に應じて隨時購入支出してその金額を帳簿に記入し受取書を保存して會計検査官の一覽に供する丈にて購入の際は教室の職員が隨時隨意に現金拂になすことを得試みに日本に於ける現時の會計法を云は、或る教室にて机一箇若くは「ガラス」瓶百個を購入とするや先づ會計係に通ず會計係は商

人と呼ばれて見積書を作らしめ二人以上の商人をして入札せしむ現に最低價格のものに納入を命ず次に代金請求書を出さしめ次に代金受取に來らしめ請取書を差出さしむ五十錢一圓の品と雖も以上の手續を履むを要す、これもとより不正を防ぎ可成的安價に購入せんとするの策なれども事實は反て常に通常の賣價よりは一二割以上の高價を拂ひつゝあるなり余はこの繁雜なる方法よりは伯林に於ける單簡なる方法が羨しきなり教授が商人と結託して不正をなすやも知れずと考ふる人あらんも昔日は知らず今日に於ては凡ての教授は定められたる經費をなるべく有益に活用して、可成教室をして活動せしめんと欲するが故に區々なる經費に不正行為をなさんとするが如きは一人もなかるべし醫學上には複雑なる會計手續を要する時は時機を失することあり新案を使用し或は或る器械を使

用せんとして急に之を會計に請求するも多くは急の間に合はず若し直接に購入することを得とせば其利用の效果は多大なるべし

會計手續を簡便にすれば金を活して用ゆることを得假令は書籍を購入するにも直接に購入することを得とせば古本にても安價に購入し同額にて多數の書を備ふることを得べし現時教室にて購入するには所謂御役所直段なるものにして通例の賣價に一二割を増すものなり故に實際に於ては經費の一割は全く煩雜なる手續の爲に消費せらるゝものにして元來不足勝なる經費をして更に不足ならしむるものなり余は日本に於ける一般の諸官署に於ける會計法を改むべきや否やは知らざるも少くも或る部分には特別な制度を設けることを得ば利便を得ること尠からざるべしと信す (三二二)深呼吸の濫用 柴山博士曰く近時深呼吸

法なるもの頻りに行はれ殊に素人の多くは其熱に侵されて全く分別を失ひ如何なる疾病にも之を用ゐて所謂濫用の弊に陥れるものゝ如し余は近時胃下垂症患者が所謂腹式呼吸なるものを行ひつゝ愈々其病勢を増悪せるものを實驗し又最も甚だしきは急性肺炎患者が上述呼吸法を行ふて著しく心臓の状況を不良ならしめし例を實驗せり斯くの如きは稍々稀有に屬すべしと雖も日常専ら余輩の實驗する所のものは肺結核患者が深呼吸を濫用して其病勢を増悪することなりとす故に余輩は今肺結核と深呼吸との關係を序し深呼吸濫用者を戒むる所あらんとす

肺結核患者が深呼吸を行ふときは咳嗽咯痰増加し或は無熱なるもの發熱し來り其局所には炎衝増加し爲めに停止せる結核を進行性のものたらしむることなり是れ畢竟肺結核に於ては局部を安靜なら

しめ寧ろ鬱血を起さしむるを良とするに深呼吸は病竈を荒蕪せしめ治癒の機轉を阻止するか爲めなり今少しく此點に就て述べし

高度の心臓病を有するもの殊に先天的二三尖瓣狹窄症を有するもの或は脊髄變曲症を有するものは肺結核に對して一種の免疫を有すとは有名なる病理學者ロキタンスキー氏の創唱せる處にして爾來幾多の實驗は之れを證明せり是れ畢竟肺に鬱血を起すが爲めなり此の觀念は此實驗に基き近時二種の肺結核療法起れり一はクーン氏の肺吸引器にしてビール氏鬱血療法に於ける吸引器の如く肺に鬱血を起さしむる目的とし他は外科的手術により所謂人工氣胸を作り病肺を牽縮せしむるの法なり

(中略)

次に現今に於ける外科的療法の大勢を考ふるも總て炎症の存する場所には之れを靜かに保持するは

消炎法上極めて緊要なる事項なり例之は結核性關節炎に於ても關節の運動を禁止固定するを常とす殊に近來は該關節に「ギプス」綑帶を裝ひ絶對的に關節を安靜ならしむるにありて顯著なる治癒成績を得べしと云ふ是れ畢竟病竈周圍に於ける境界線の發成には静止を必要とし若し常に運動を行ふ時は此の境界線形成を沮害するが爲めなり(中略)

然るに現時民間に於て多くの人が行ふ深呼吸法なるものは肺結核に對しては以上の理由により毎に有害的に作用するものなりとす

深呼吸法は一種の運動法なるを以て殊に専ら呼吸筋の運動により受衝的に肺及腸胃の運動を起さしむるものなるを以て胸部及腹部臓器に何等の疾患を有せざる者には勿論有利的に作用すべしと雖も然らざる場合に於ては専ら其害を被るべし余輩は特に肺結核に於て其弊と害とを認む是れ余輩が茲

に一言して世の注意を促す所以なりとす

(三二二)強盜放火の増加 時代的惡潮は滔々として各方面に氾濫して來るが今最近に於ける強盜放火の兇惡なる惡現象の二項にのみ就いて調べて見ると矢張年々に増加して行く様である即ち強盜の數は四十二年には八〇八件であつたが四十三年には八百五十四件となつて居る而して此の強盜の爲めに殺害せられた人は四十二年には四十七人であつたが四十三年には七十五人となつて居る又放火に就て調べて見ると四十二年には千百〇五回であつたが四十三年には千百七十七回となつて居る謂ふまでもなく強盜放火の目的は財を得て己に資せん爲である資を得んが爲に斯る兇惡なる手段を用ゆるに至るは之を社會惡現象の一であると謂はすして何んと云ふべきであらう歟

(三二三)殺人墮胎の増加 殺人犯も墮胎犯も又々



増加して行く殺人犯に在つては四十二年には五百六十件であつたが四十三年には六百四十六件となつて居る墮胎犯も四十二年には八百三十五件であつたが四十三年には千〇九十一件といふ多數に増加して居る而して之が爲に死に致した數が四十二年には二十七人であつた四十三年には七十五人になつた斯の墮胎罪の増加は棄兒の數に影響して居る現象が在る様であつて棄兒は減少して行くの傾向がある四十二年の棄兒は三百十九人であつたが四十三年には二百六十三人に減じて居る獨り四十二年四十三兩年のみではない墮胎罪が一方に増加すると一方に棄兒の數が減つて行くのは最近四五五年間の現象である兎に角これも社會生活難の反響であらう歟。

(三二四)婦人の犯罪と月經時 婦人の犯罪は其多くは月經時であるとのことであるが、どんな關

係から起因するのであるか専門家の研究すべき問題であらうと思ふ男子の兇惡なる手段をなすものは業に已に其發芽を十六七歳の時期に於て發現し來るものであると聞いて居るが婦人の犯罪時は多くは月經時であることは未だ著明な報告を見たことでは無い様である兎に角研究すべき問題ではなからう歟。(以上三件圖以雖)

(三二五)四季と精神病 *W. Weir Hall* は一年中の時季によりて病院收容患者數に間缺性の變化のある事を表示した春から夏にかけて及び十月から十一月にかけては最も多い一月と十一月には最も少ない三月と四月と其の數が上るのは主に婦人の疾患が多い(恐らく産褥性精神病)故である六月と七月とに多いのは丁度収穫時の爲に看護者の缺乏を來たし其結果病院へ送る數が増すのであらうと説明した其他此の時には男子が多いのを見れば精神の作

用が平常より多いのにも基因して居る氣温、日の長短又は日光が直接に影響するやの問題は殆んど説明以外である十月と十一月とに再び數が増して來るのは丁度其の頃新醸造の酒が出て來るので酒精を濫用し易くなる爲であると云ふ(未完)

### 監獄時事問題

上田典獄談

監獄時事問題に付二三卑見を述べて識者の教を乞はんとするものである。

一、將來都市の犯罪者は如何に處分すべきや  
我輩は昨年監獄協會雜誌一月號を以て「都市の發達と犯罪」と題し卑見を陳述したのであるが、追々社會殊に都市の發達に伴ひ何れの國に於ても文明の中心が都會の地に集まる結果として、犯罪者の如きも年々漸く都會の地に簇生するに至るのは

事實止むを得ざる傾向であるが、昨今都會殊に東京其他大都會に於ては益々犯罪増加の趨勢を見るに至つたのは予輩は國家社會の爲め衷心憂慮に堪へざる次第であると同時に將來益々此傾向を繼續助長し犯罪者の増出を見るに至ることを信するのである。就ては將來此都市に發生する所の多くの犯罪者は如何に之を處分すべきやと云ふ問題は、目下監獄行刑、就中刑事政策の上より大に講究すべき問題であると思ふ。何故なれば從來相當に設備されてある處の都會地所在監獄に於て、年々發生すべき此多くの犯罪受刑者を收容し即ち吞吐する能はざるの實況であつて、其結果餘儀なく都會に於ける受刑者を各地方就中比較的拘禁上に餘裕ある監獄に移監し之を執行しつゝある次第であつて其移監囚の如きも年々尠からぬと云ふ事實を示して居る事を聞くのである。而して斯る一時的措置

は素より行刑上の異例、權道にして都會地の監獄に於ける收容力の補缺上餘儀なしとするも、竊かに既往の事實に照らし將來を慮るときは將來刑事政策上殊に監獄行刑に關する緊要なる大問題と考へるのである。試に其理由二三を述べれば左記の點に於て疑問あるを免れぬからである。

- 1、行刑殊に受刑者の處遇上に不統一を來すことなきや
- 2、地方監獄に於ける因情(美風)に影響することなきや
- 3、移監囚釋放後に於ける就業上に不利不便を與ふること
- 4、移監囚釋放後の保護上に支障なきや
- 5、移監の爲め監獄經費に幾分の増加を要すること

都市に發生したる犯罪受刑者を地方監獄に移監行

刑するより生ずる不便不利を擧ぐれば大要右の通りであつて、其詳細なる理由に至つては讀者の判斷に譲り茲に之が詳説せずと雖も、恐らく監獄當局者の間に於て想ひ半に過ぐる者があらうと信するが、年々都會の地に増加發生すべき犯罪の種類罪質の二三に就て卑見を述ぶるならば、勿論強盜盜を最多とし、詐欺恐喝及び横領並に賭博富籤に關する犯罪等は年々益々増加する傾向を示し、彼の兇惡にして恐るべき殺人傷害等の犯罪の如きも亦漸く其數を増加する事實を見るのである。而して之れと同時に一旦罪辟に觸れたる者は殆んど全く自暴自棄に陥り、唯さへ就職難、生活難に搗てて加へて刑餘の不信任より愈々益々墮落の深淵に陥り救濟せらるべき機會に乏しきより、再犯三犯と漸く入監の度數を重ねるに従ひ病終に膏肓に入つ

地が各種の犯罪者を醸成し又其發生すべき多數の犯罪者が如何なる境遇に居る者が多きかを想像し得らるゝと思ふのである。此の如き非社會的犯罪を驅つて地方監獄に分配移監する結果は行刑上果して如何なる効果を奏し得らるゝかと云ふ問題に付ては殆んど説明を要しないので、今假りに移監先地方に於て適實に刑罰を執行し得たりとするも、釋放後彼等を保護し正業に就かしむると云ふ事は殆んど不可能である事を信するのである。縦し保護の事、絶對に不可能なりと云ふと雖も、地方には其地方相當の刑餘者を保護し救濟せざるべからざる上に如上の都會の犯罪者をして保護の恵に均霑せしめんことは到底爲し得ない事實である。果して此の如く地方に移監後の釋放者を保護するの機關なく、縦し機關あるも就業せしむべき適當の生業なしとせば勢ひ之を本人が任意の居住地へ

て習慣的若くは職業的犯罪者に惡化する事實多きことを信するのである。果して然らば斯る罪族の發生こそ實に國家社會の治安上最も憂ふべき現象にして、爲政家は宜しく深思熟慮すべきことからであると信する。我輩最近に東京に於て犯罪し處刑せられたる百餘名の受刑者に付親しく其犯罪前後の職業及び生活狀態を調査せしに、十中六七は住所不定にして無職業を以て浪々生活を爲し來りたる者多くして殆んど全く秩序立たる正當なる職業を有する者絶無なることを確め得たのである。其他教育の有無又は其出生地の如何を見るに、元と學生たりし者あり、雇人たりし者あり習慣性の犯罪者たるものあり素より一定せずと雖も其原籍地の如きも多くは全國に跨る者多きを見るのである。

以上の如き理由よりして考ふるも、如何に都會の

地が各種の犯罪者を醸成し又其發生すべき多數の犯罪者が如何なる境遇に居る者が多きかを想像し得らるゝと思ふのである。此の如き非社會的犯罪を驅つて地方監獄に分配移監する結果は行刑上果して如何なる効果を奏し得らるゝかと云ふ問題に付ては殆んど説明を要しないので、今假りに移監先地方に於て適實に刑罰を執行し得たりとするも、釋放後彼等を保護し正業に就かしむると云ふ事は殆んど不可能である事を信するのである。縦し保護の事、絶對に不可能なりと云ふと雖も、地方には其地方相當の刑餘者を保護し救濟せざるべからざる上に如上の都會の犯罪者をして保護の恵に均霑せしめんことは到底爲し得ない事實である。果して此の如く地方に移監後の釋放者を保護するの機關なく、縦し機關あるも就業せしむべき適當の生業なしとせば勢ひ之を本人が任意の居住地へ

送還又は放免せざるべからざる次第であるからして、東京より移監されたる受刑者は釋放後多く東京に歸還を望み、若くは釋放せざるべからざることとなるのは、獨り我輩が管理する監獄に於けるのみならず何れの移監を受けたる監獄に於ても皆然うであらうと思ふ。若し然らずして移送地先に於て直に之を釋放し彼等の自由に任せんか其地方の治安上に障害を及ぼすべき事、實に恐るべき結果を招くに至る事を信するのである(未完)

### 千葉監獄と祖先崇拜

平野賢榮

片山國手曾て云ふ治罪は猶治病の如く原因療法と症候療法とを適宜に併行して始めて治病に効を奏する如く犯罪を矯正する上にも亦効を奏すと此説を聽聞したる當時予輩は吾監獄が昨夏以來祖先崇

拜の主義を鼓吹して犯罪救治の實を擧げんと期したるは原因療法と症候療法との目的に向つて突進せしものなるべきを端なく感じたりき其故何ぞや他監は知らず我が監獄に於ける最近四年間の統計を見るに犯罪の多くは齊しく怠惰放蕩にして此の怠惰と放蕩たる元より多種多様決して單純のものには非らざるも大同小異殆んど軌を一にせざるなし而して之等怠惰放蕩の由つて生ずる處亦各其分岐點を異にするも結局其身を忘るゝに由る其身を忘るゝは父母及び祖先あるを忘るゝに因す而して父母祖先を忘るゝは要するに父母祖先の尊崇すべき理由の深く腦裡に銘刻せざるに因らざるなし之れ現典獄が熱心なる主張の下に祖先崇拜を以て所謂監獄是と定め之れに據りて以て多種の機類をして渾然歸一し祖先崇拜の信條に依りて各其歸趨を知らしめんと期したる所以にして之れ少くとも

原因的救治法及び症候的救治法には非らざるなき乎

昔人嘗て云ふ居を移して妻子を忘るゝものあり今の人何ぞ惟り妻子を忘るゝを怪まん吾身を忘るゝもの比々然らざるなしと既に其身を忘る何の違ありて能く其祖先父母に奉孝するを得ん之れ其根本を措きて却つて難きを遠きに求むるものにして在監者の多數に尤も其然るを見る宜なり彼等が祖先崇拜の思念に薄きことや頃者吾監獄に於て試みに在監者の入監後六月を経過したる者に就き父母に對する思念の有無を調査したるに實に別表の如き結果を見たり之れに依りて見るも彼等が祖先崇拜の念薄く隨つて本末を誤り居るは明かにして斯くの如き者に向つて只だ高遠の理想を鼓吹するは恰も適乎たる無何有の郷に彷徨せしむるに似て改過歸善の道念を喚起するも事益々實際と遠ざかるに

至るべきは必然の數なり更らぬだに高遠の理想に奔りて近き己れの一身を忘れ悟として顧みざるは彼等の通有性なれば吾監獄が尤も近くして報本反始の要道たる祖先崇拜の大旆を掲げて彼等の迷夢を覺破せんを試むるは決して徒爾の業にあらざるべし此の統計を一瞥せば誠に寒心に堪えざるものありと雖之れ彼等が迷境の心念にして決して本具の心性其ものゝ流露したるには非らざるなり何を以てか如か云ふ

抑も我國の家族制度は建國の基礎にして開國以來確乎として君臣の分定まり皇室を奉戴するに宗家を以てし深仁至愛なる國父母と信念し我々祖先が其躬を忘れて忠節を致したるは臣子の本分にして之れ我國粹の他邦に異なる所以にして知るも知らざるも斯くあるべきものと云ふ觀念は一般の通有する所たり是を以て假令在囚の彼等も一旦有事の

日に當りては慷慨淋漓一身一家を忘れて公に奉じ祖國に忠ならんことを希はざるもの勢し曾て父母祖先の追念薄き數人に試む某の父祖に斯の如き汚行醜名ありと彼等の剛愎強辯なるものは決皆張目して其冤名を辯す其心性脆弱なる者すら尙は怒氣を含むを見たり亦新受刑者の父母兄弟の行狀を問ふに屢次彼等に欺罔せらるゝを経験したり之れ已既に罪囚となるも瞬時と雖ども尙且つ父祖尊族を己と同一視せしめざらんとするの觀念あるや必せり由是觀之在監者の多數が祖先崇拜の思念に薄きは彼等が本具の心性に非らざるや是れ亦明らかなりとす惟だ心根に徹底せざるものあり故に念々相續せず時ありて發するのみ又何ぞ平生祖先父母の追念あらんや之れ吾監獄が祖先崇拜を鼓吹して報本反始の警鐘を杵する所以なり

其親に奉侍するは人倫の尤も大行なり而して親を

之れ所謂原因療法と症候療法とに向つて一步を策せしと云ふも不可なるべき乎記して大方の高教を乞はんとするも意を盡さざるあるを以て左に石井典獄の訓示の一節及び講演を録して其足らざるを補はん

明治四十四年五月二十二日訓示

夫れ孝は百行の基にして又諸禮の本たり宜しく在監者をして毎朝洗面終了の瞬間に於て祖先を遙拜追懐せしめ報本反始の情念を涵養せしむべし但し一齊を期する爲め拜禮の號令に依り動作せしむるを可とす

右實行に付ては教誨師は特に注意を拂ひ總集教誨又は工場教誨に於て豫告し尙又分房訪問に際し可憐に趣旨の有る處を示し新入監者をして知らず識らず良習慣に馴致せしむるの工夫を講ずべし

同 年五月二十五日訓示

親とす誰か其宗を敬せざらん既に父祖に仕へて厚きを致す公に奉ずる何の羨らざる所あらむ彼等若し此の見地を以て此の信條に依憑せば自ら進止度あり己を守りて愈々切に知行一致産業舉りて一家潤ひ即ち衣食足りて禮節を知り人間畢生の大なる問題は茲に全く解決を告げん如斯は一宗一派にも扞格せざる而已ならず大君に忠にして父母に孝なるべきは、我國體の精華にして臣民の本分なりと信す凡そ教訓は先づ其形式を正ふして然る後心理に融合せしむべきは順序にして已に祖先崇拜の旗幟を樹つ且暮彼等に倚らしむる儀式なかるべからず是を以て昨夏以來在監者の總てをして毎朝洗面の瞬間に祖先の遙拜を行はしめたるに全監翕然として儀式を擧ぐるに至れり幸に此の主義にして彼等の心性に徹底し造次顛沛にも祖先崇拜の念を失はざらしめば治獄問題の大半は解決し得らるべく

在監人をして毎朝洗面後の瞬間に於て父母祖先を禮拜せしむべき事に付南三日前訓示する所ありしが之れ敢へて事を好むに非らず本職が平素感ずる所ありて凝思熟考したるものなり

抑も我國は萬世一系の皇室を戴き家族制度の國體にして歐米諸國の如き個人本位に非らざることは我國固有の慣習にして民法相續編にも此の精神を認むる所なり故に祖先を尊崇せざるものは我國民に非らずと云ふも敢へて過言に非らざるべし然るに現今物質的の發達と共に人心浮薄輕佻に流れ祖先に對する尊崇の念慮も漸く減却し歐米化するの傾向あり彼の社會主義者の如きもの之れなり彼等は種々の迷想を懷き個人本位の說に眩惑し我國歴代の制度を破壊して無政府主義を唱へ財産共通論を主張するものあり假令社會主義者に非らずとすも在監人は概して父母祖先を尊崇せざる而已な

らず甚しきは其高恩を忘却して追懐の情毫も無きものあるは彼等が慾望の爲めに一身を忘れ法網に觸れ入監の身となりしに徴して晰らかなる處なり斯る忘恩不逞の徒を扶掖誘導して良民に感化せんとするには父母祖先を追懐尊崇するの念慮を惹起せしめざるべからず之れを惹起せしめんには毎朝洗面後精神爽快の時に於て父母祖先を遙拜せしむるに如くはなしと信ず雖然宗教に關する信仰上の自由は憲法に於て既に定めらるゝ所にして本職は毫も宗教上に干渉するものに非らず唯父母祖先を崇拜するは我國體の爲め將た人道の爲めに奨勵する而已ならず「孝は百行の本」「百善の基」なるを以て彼等(在監人)をして遷善の實を舉げしめんと欲すればなり諸子幸に本職の意のある所を了解し請ふ隗より始めよの言に倣ひ他を動かさんと欲せば必ず先づ自ら動かざるべからずの理に基き諸子も

毎朝之れを實行して以て彼等に範を示し彼等をして必ず實踐せしめ靡然として美俗善習に移らしめんことを望むものなり

本年三月十八日修善館に於て論語の講話中「慎終追遠民德歸厚矣」の一章中典獄が豫て主張せる祖先崇拝の要義を演述せられたるものなり

本文の追遠とは即ち豫て拙生の唱道する祖先崇拜の根本義であります夫れ孝は百行の本萬善の基として東洋倫理の根本であるが吾人の常に取扱ふ處の在監人は概して孝の觀念を闕如して居る故に此の觀念を惹起し涵養せしむるは即ち遷善改過再犯防遏の主義と一致するもので多數の在監人が親戚故舊を懷ふ情念の薄きは諸君の知る所であります是を以て拙生は祖先を崇拜せしむるに如くはなしと信せしを以て昨年五月中訓示を發して在監人をして毎朝洗面時の瞬間に於て祖先を遙拜せしむる

ことに定めたのであります

一體祖先を尊崇するは人の人たる本分を盡すのであります殊に我國は忠孝爲本の國體でありますから國民たるものは特に此の觀念が深くなくてはならぬこと、信じます畏くも教育勅語にも

我臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す

と詔らせ玉へり而して本夕講話せんとする處の論語にも「慎終追遠民德歸厚矣」又「父在觀其志。父歿觀其行。三年無改於父之道可謂孝矣」とあります(未完)

通

信

大分縣下の保護團

江上秀吉報

大分縣保護協會

縣下出獄人保護教團統一機關設立の必要を認め當監和田典獄に於て種々奔走の上遂に客月一日を以て大分縣保護協會の設立を見るに至れり同會則左の如し

大分縣保護協會々則

名稱

第一條 本會ハ大分縣保護協會ト稱ス

目的

第二條 本會ハ出獄人保護教團ノ統一ヲ計リ之ガ發展ヲ期スルヲ目的トス

事務所及事務

第三條 本會ハ事務所ヲ大分市大道町千五百四十番地ニ置ク  
 第四條 本會ハ左ノ事務ヲ取扱フモノトス

一、出獄者ノ通知ヲ受ケタルトシハ直チニ之ヲ所屬教團ニ移  
隸ノコト

二、教團區域ノ設定異動通報方ノコト

三、保護教團ニ關シ代表ヲ爲スコト

四、保護教團成績表調製ノコト

五、補助金及寄附金ノ收受整理及分配ニ關スルコト

六、名士又ハ實務家ノ學說及意見ヲ發表シ並ニ事務ノ實況ヲ  
知ラシムル爲メ會報ヲ發行シ會員ニ頒シコト

但シ發行期日ハ追テ之ヲ定メ實費ヲ徵集ス  
役員ニ關スル規程

第五條 本會ニ在ノ役員ヲ置ク

一、總裁 一名

二、會長 一名

三、副會長 二名

四、顧問 若干名

五、主事 一名

六、評議員 若干名

第六條 總裁ハ大分縣知事、顧問ハ大分地方裁判所長、同檢事正  
大分縣内務部長、警察部長、大分縣事務官、大分監獄典獄大分警  
察署長、大分市長、大分新聞社長、等ヲ推薦シ他ハ評議員會ノ  
決議ニ依リ推薦スルコトアルベシ

評議員ハ各地方教團長ヲ主事ハ會長之ヲ命シ會長、副會長ハ評

議員會ニ於テ選舉ス  
但シ任期ハ各一ケ年トシ重任スルチ妨ケス

第七條 總裁ハ本會ヲ統理ス  
會長ハ本會ヲ代表シ其責ニ任ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス顧問  
ハ會務ノ執行ニ關シ會長ニ注意ヲ與ヘ又ハ評議員會ニ出席シテ

自由ニ其意見ヲ述ブル事ヲ得顧問ハ特ニ會長ノ委囑ヲ受ケ會務  
ノ執行ヲ監督スル事ヲ得主事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計事

務ヲ掌ルモノトス

第八條 役員ニ缺員ヲ生シ後任ニ就キタル者ハ前任者ノ任期ヲ繼  
グモノトス

第九條 集會ヲ分クテ左ノ二種トス

一、通常會 毎年各一回

二、臨時會 必要ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

第十條 集會ハ會長之ヲ招集ス

第十一條 總會ハ會員全部ニ出席ヲ通知スルモノトス

第十二條 總會ハ評議員會ノ諮問ニ答ヘ事業ノ成績、會計ノ收支  
請算ノ報告ヲ受クルモノトス

第十三條 評議員會ハ役員選舉及左ノ事項ヲ討議決定スルモノト

ス

一、規則ノ改正ニ關スル事項

二、收支ノ精算報告ニ關スル事項

三、前各號ノ外會長ニ於テ必要ト認メタル事項

會計

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一  
日ニ終ルモノトス

第十五條 主事ハ收支ニ關スル一切ノ證據書類ヲ整理シ毎年ノ集  
會ニ提出シ會員ノ閱覽ニ供スヘシ

第十六條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔スル會費ト篤志者又ハ公共團  
體ヨリノ補助トヲ以テ維持スルモノトス

雜件

第十七條 會員ニ異動ヲ生シタルトキハ地方教團長ハ直チニ之ヲ  
本會ニ報告スベシ

附則

第十八條 本會成立ノ場合ニ於ケル會長ノ職務ハ教誨師ナシテ之  
レニ該ラシム

第十九條 前條ニ依リ定メタル假會長ハ評議員ノ撰定シタル會長  
ノ就任迄ヲ任期トス假會長ノ推薦シタル役員ハ評議員會ノ承認  
ヲ受クルモノトス

役員氏名

總裁 昌 谷 彰

假會長 龍野 善立

北里 貞之 岩松 繁夫

豐田 多三郎 後藤 喜太郎

川口 彦治 長野 松太郎

黑崎 眞也 大津 淳三

今村 惟善 小野 廉

和田 千松郎

地方教團長

評議員 未定

▲大野各宗々教團廣濟會

縣下大野郡各宗六十七ヶ寺住職ノ聯合に係る出獄  
人保護教團ハ會名ヲ大野各宗々教團廣濟會と名け  
客月三日大野郡三重町正龍寺に於テ發會式ヲ舉行  
せり當日定刻に至るや會長同寺住職西方圓精開會  
の挨拶に引續き祝詞を朗讀し次に木元三重警察署

長は祝辭并に該會組織上に於ける經過を報告し來  
賓和田典獄、財前大野郡長豊田檢事正の祝辭演說

等あり會員總代として副會長金山道變の答辭あり  
て閉會せしが非常の盛會也し因に該會は其保護區

域を五區に分ち各區に支部長を置き(評議員兼務)

總ての協議事項は支部長が區を代表する事とせり

▲日田佛教開導會

縣下日田郡内各宗寺院住職の發起にて出獄人保護の目的を以て組織したる日田佛教開導會は客月七日發會式を舉行先づ高山會長の開會の式及本會組織の趣旨を述べ新田副會長會則の朗讀を爲し來賓側より和田典獄富屋日田郡長祝辭演説を爲して閉會せり

▲大分郡東部佛教保護會

縣下大分郡東部鶴崎外六ヶ村各宗寺院住職聯合に成る大分郡東部佛教保護會は客月十一日發會式を舉行せり大内會長開會の辭を述べ次に桃園村長勝寺住職の祝辭、來賓鶴崎代用感化院篁園主事、和田典獄、藤原鶴崎警察分署長、大津大分新聞社長、小學校長の祝辭演説あり終りて光福寺門徒總代の祝辭、海老海副會長の挨拶を以て閉會を告げたり

▲下毛郡中組成善會

下毛郡中部眞宗本派に屬する各寺院住職は出獄人

保護の道を講ずる上に於て困難甚だ尠からず且斯業の如きは地方有志の同情に依り圓滿なる發達を望むべきは言を待たず然れば先づ地方慈善家の賛同を得るの途を講ずるに如かずとして客年來同分監長並に教誨師は同地佛教教團に交渉し奔走の結果愈三月十七日本會創立の發會式を東本願寺根室別院に舉行するを得たり同會の規則は左の如し因に前記發會式に併せ根室分監死亡者の爲めに莊嚴なる追吊法會を行ひしが極めて盛會なりし

根室佛教各宗同盟積善會規則

第一條 本會ヲ根室佛教各宗同盟積善會ト稱シ事務ハ同盟寺院月番ニ於テ執行スルモノトス

第二條 本會ノ目的ハ主トシテ根室分監出獄人ニシテ保護ノ必要ヲ認メタルモノヲシテ自營ノ道ヲ示シ其民トナスニアリ

第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 出獄後住家ナク又ハ信賴ス可キ所ナキモノニ對シ職業ノ紹介ヲナスモノトス
- 一 出獄者ニシテ相當ノ着衣ナキモノ又ハ歸郷ノ旅費ナキモノニ對シ之ヲ給與スルモノトス

保護の目的を以て成善會を組織し客月十七日其發會式を舉行す先づ赤坂副會長開會の辭次に宇佐郡麻生村助役、大幡、三保村長、光山二豐新聞社員、中間分監長、郡長代理、相原郡書記、和田典獄の祝辭演説、八淵幡龍師の講話等ありて盛會を極めたり

▲佛教慈善法德會

速見郡山間部なる南北由布兩村に於ける各宗十三ヶ寺院職聯合し佛教慈善法德會を組織し客月廿九日發會式舉行會長西蓮寺住職の戊申詔書捧讀并に開會の辭に次で來賓和田典獄、別府警察署長代理速見郡長代理、小學校長等の祝辭演説及有志總代の祝詞ありて閉會を告げたり

各宗同盟積善會の創立

十勝監獄報

當監獄管内には出獄人保護の機關更に無之從來僅かに監獄職員に於て組織したる出獄人保護會の活動に依り本監並に根室分監出獄者の保護を爲し來たるも同分監の如きは少數の職員にて出費其他

一 前項ノ外出獄者ニシテ保護給與ス可キ必要ヲ認メタルトキハ直チニ實行スルモノトス

第四條 本會ノ規則ヲ實行スルハ根室同盟寺院月番並ニ根室分監教誨師ヲ以テ常任員トシテ別ニ會長理事ヲ置カサルモノトス但シ保護給與ス可キ程度ハ一事件ニ付金參圓已内ハ月番ニ於テ支出シ此已上ヲ要スルトキハ臨時會ヲ開キ決定スルモノトス

第五條 本會ノ被保護者ハ月番寺院本堂ニ參拜セシメ佛祖ノ尊前ニ於テ本會ノ保護給與ヲナス精神其他將來ノ心得方ヲ懇切ニ教授スルモノトス

第六條 根室分監教誨師ハ保護ス可キ出獄者アルトキハ一月月前左記項目ヲ調査シ月番寺院へ通知スルモノトス

△族籍、姓名、年齢△犯罪名△本人ノ性情△本人信仰及宗派別△出獄後ノ本人希望

第七條 本會ニ於テ保護セントスル出獄者ニシテ疾病ニ罹リ居ルモノハ根室行旅病取扱所ニ囑託治療スルモノトス

但シ是ニ關スル費用ハ行旅病者取扱ニ準シ本會ヨリ支出スルモノトス

第八條 本會ノ經理ハ根室同盟寺院並ニ根室分監教誨師均等負擔トナスモノトス

但シ前條規則ヲ改訂發業セントスルトキハ根室同盟寺院並ニ根室分監教誨師會合商議シテ之ヲ決定スルモノトス





愛知縣慈善會事業現況

初犯十六人	初犯五人	初犯十三人
二犯 三人	一放殺 一人	一放殺 一人
三犯 一人	三犯 一人	一竊盜 二人
一謀殺 一人	初犯 九人	二犯 六人
新法 一人	一放火 一人	四犯 二人
累犯 一人	二犯 一人	一毆打 二人
	三犯 三人	初犯 二人
	四犯 一人	

愛知縣慈善會に於ける免因保護事業の現況左の如し

本年三月中新タニ保護人ト爲シタルモノ男三人ナリ其内二人ハ本會保護場ニ政容シ直接保護ノ許ニ業務ヲ授ケルコト、爲シ一人ハ飯治工ノ素養アルニ由リ適當ノ傭主ニ紹介依託シ間接ニ保護スルコト、爲シタリ其氏名等ハ左ノ如シ

故殺 初犯 竹内 某 五十五歳  
 此レハ愛知縣知多郡鬼崎村大字西ノ口二百三十二番戸ニ籍ヲ有シ老父一人現存スト雖モ貧困ニシテ同村ノ保護ノ許ニ生活シ居ルナリ本名ハ北海道樺戸監獄ニ於テ能ク教誨ヲ服膺シ改悛ノ狀顯ハン假出獄ノ恩典ニ浴シタルモ採ルニ業ナラシ住スルニ家ナシ依テ本會ニ引取りタル者ナリ

強窃盜 三犯 植野 某 二十九歳

ヘラレタルモノハ左ノ二人ナリ

二 等 賞	泉 某
三 等 賞	澤 田 某
又貯金ヲ爲シ得タルモノハ左ノ如シ	
金四圓七十一錢五厘	泉 某
金三圓八十八錢	伊 藤 田 某
金二圓七十三錢	澤 田 某
金三十六錢	北 折 某
金十三錢五厘	竹 内 某

本願寺の監獄布教

和歌山監獄報

今回本派本願寺光明嗣法主と共に和歌山市へ來錫せる連枝福井瑞華師は嗣法主の御名代として和歌山監獄に本月十日布教師鷺尾得水師、眞田實淨師、難賀貞淨師を随ひ一乗佐藤南教誨師の案内にて臨まれたり御連枝は永く獄窓の下に苦める可憐の在監者に佛陀の餘徳を授け改過遷善を勸めんが爲めに同監教誨室に於て在監者一同に對して教諭を施され尙引續き鷺尾布教師は其御教諭を敷演して熱

此レハ神奈川縣横濱市ニ籍ヲ有シ實父現存スト雖歸宅ヲ拒ミ本名モ歸ルヲ好マス依テ名古屋監獄ヨリ釋放ノ日ニ本會ニ引取りタルモノナリ

窃盜 初犯 松 永 某 二十六歳

此レハ原籍新潟縣高田市下職人町十二番地ニ籍ヲ有スト雖歸ルニ家ナク頼ルニ親族ナキニ由リ本會ニ引取りタルモノナリ

窃盜 初犯 奥 田 某 四十歳

同月中名古屋監獄ヨリ釋放セラレ歸郷スル者ニシテ其父兄親族ヨリ旅費ヲ送ラジメタルモノ及途中誘惑ノ虞アルモノト認メラレ本會ニ引取り停車場メ同行シ乗車切符購入シテ歸郷セシメタルモノハ男二人ニシテ其氏名等ハ左ノ如シ

窃盜 初犯 根 岸 某 十八歳

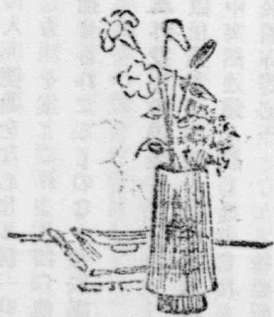
此レハ原籍福岡縣鞍手郡古月村實父某ヨリ旅費金六圓送ラジメタルニ由ルナリ

詐欺 初犯 何レモ無事歸郷シタル旨通報アリタリ

本月中保護ヲ解キタルモノナシ以上

月末現在人員九十二人内直接男六人間接男七十一人女十五人ナリ本月中直接保護ニシテ行狀方正業務勉勵スルニ由リ賞金ヲ與

心に教誨を施されたるが數百の罪囚は其教示の痛切にして言々句句肺腑に徹する有難さに思はず一齊に合掌念佛すること數た、び爲めに非常の歡ひと感動を與へ中には前非を悔悟し落涙する者も少なからざりしのみならず改悛の端緒を萌したる者數多ありし終りて御連枝は佐藤典獄の先導にて監房および工場教場等を親しく巡觀して歸院せり



●逃走事故

▲戒具を解けるが好機會

松江監獄に於る四月十七日の事なりき分監附屬下山耕耘地へ受刑者四名をして耕耘用杉の木伐採の爲め外役せしめたるに其中の一人懲役六ヶ月因安田澄一が杉立木伐採に従事しけるが戒護監守は倒木に際し避くるに危険なるべしと思惟し戒具を解きたるに好機乘すべしと澄一は看守の隙を窺ひ脱兎の如く杉林中に逃込み姿を隠したれば戒護看守平野源次郎は大に驚き直ちに搜索を爲しつゝ同所附近の畑中に出て來りたるに恰好し畑作に従事せる農民ありけるより之を以て分監に急報し分監よりは内田監守部長外多數の看守を急派し一方濱田警察署の應援を求め同署より警部補巡查部長巡查等十名許出張し協力の下に逮捕するを得たり因に

▲外役中の逃走

安濃津監獄在監者三重縣人樋口定八は四月十日外役に従事中突然連鎖を脱し逃走したるも典獄を首とし看守長看守等必至となりて各要所を扼し他方警察署の援助を得て逮捕したり

▲兇漢破獄を企つ(未遂)

松江監獄拘禁懲役三十ヶ年因島根縣人野島茂市郎は從來屢逃走を企て嘗ては破獄逃走を遂げたる事ある惡漢なるの故を以て嚴重なる戒具を施して注意を加へつゝありし然るに四月四日は恰かも本囚が前年破獄逃走せる日時に當りしかば一層の注意を爲し同月六日臨時嚴密なる監房検査を行ひたるに居房裏鐵窓に附設せる障子敷居下の間隙に珙瑯

燒食器の破片十個及同破片にて粗造の合鍵に擬したるもの一個と又別に合鍵二個とを包藏せるを發見せり尙ほ限なく精密に検査せしに監房前格子壺本下部の柄を半ば挽き切りありたり依て本囚を取調ぶれば偶戒護看守が炊事場より菜を盛り來りたる珙瑯燒菜器を房内備付の椀に移さしめたる儘引揚ぐることを失念したるを以て窃に之を隠し置き監視の眼を忍びて破壊し之を房内水流漆喰にて研ぎ其合鍵に擬したるものを以て腰背部の連鎖の錠を外し手を伸縮するの自由を得て而して右鐵片により格子の柄を挽きたるものにて使用せざるときは窓敷居の下に挿入して隠し置き連鎖の錠は以前の如く締め居たるものなりと白狀せり如此巧妙なる手段を以て破獄を企てたるを防ぎ得たるは實に幸なりと謂ふ可し

▲刑事被告人の逃走

客月廿四日札幌地方裁判所内留置場に於て札幌區出張所拘禁茨城縣士族通信事務雇員富田國雄は公

印盜用其他の刑事被告人として札幌地方裁判所公判に附せられ取調を受けて同構内留置場に收容し居る中看守の他の用務に心を注げる間を窺ひ出入口硝子戸の立て付け一寸位の空隙あるを好機乘すべしと做し急遽に戸を引きて脱出疾驅したるより看守等は這は一大事なりと疾風の如く追跡して難なく逮捕するを得たりと

▲留置場より逃走

東京監獄拘禁神奈川縣平民柿本竹四郎は強盜及竊盜二犯の刑事被告人として控訴審理中に屬し本月三日東京控訴院に出廷午前十時審問を終へたれば裁判所構内留置場第四獨居房に收容し置きたるに如何なる隙や見出しけん午後零時三十分頃居房内に備付の腰掛臺の脚に打付けありし二吋の釘を折り之を土臺石にて研きたる上扉の帶棧の溝を鑿り毀ち腰板を取外して廊下に出て硝子戸を開き外板扉を乗越へ同所構内裏門まで逸足出して逃たる折しもあれ之を看たる看守部長及看守等は章賦天

の如く跡より追懸け門衛并に偶通行中の某の之が  
行手を遮りたる助力の下に逮捕するを得たり因に  
渠は曩日監房を破壊して逃走せんと企てたる不敵  
の兇漢なりと

### ●傷害事故

▲誤解の及傷

京都監獄懲役三年囚小川豊造は四月二十二日同工  
場に於て就業中同懲役二年囚林源之助に對し作業  
用の疊庖丁を以て突然研り付け左耳上三横指を去  
所より斜め前上方顛頂結節を去る前方一横指に至  
る辨狀創長さ十センチメートル深さ骨膜に至る一  
ヶ所右眉毛の中間より直上方に至る切創長さ二セ  
ンチメートル深さ皮下に至る一ヶ所許二ヶ所の創  
傷を負しめたるが其原因は作業上に付き官吏に對  
して不實の申告を爲したるものと誤信し憤怒の餘  
りに出でたるものなりと

▲兇囚看守を襲撃す

宮城監獄拘禁傷害八犯懲役二年囚今村力藏は確定

となり其怠惰放逸は殆んど先天的とも云べき程な  
りし緒又之に反して被害者に至つては性快調勤務  
に忠實勉勵なるのみならず稍文筆の素養ありて成  
績優良なるより日課擔當に拔擢され而して本人は  
曾て兵役に服し滿期除隊後更に日露の戦役に従軍  
し砲兵軍曹に任せられ勳七等を賜はり恩給年額八  
十圓を受たるものなりと

▲安西看守終に租く

別項記載の如く不幸兇囚の襲撃に遭ひたる宮城監  
獄看守安西六八は其後の經過佳ならず生命危篤に  
陥りしが終に起たす永遠異郷の客となれり寔に悼  
惜の情に堪へず依つて協會は這般賻として金貳拾  
圓を弔辭と共に左記の如く總裁の名を以て贈れり

故宮城監獄看守安西六八君遺族

安西六八君は明治四十二年四月七日宮城監獄看守の職を奉じ爾  
來誠實を以て職務に竭し常に同班の範範たりし上司亦深く望を  
將來に屬したりしに去る四月十一日職務を以て作業を奮勵する  
に當り不幸にして兇行に遭ひ終に不歸の人となる悲哉然りと雖

執行後糞工打方に就業したるものなるが作業頗る  
怠慢なるより擔當看守に於ては日々督勵を加へた  
るも更に勉勵の模様なきのみか動もすれば條々暴  
行を爲さんとする氣勢なるより常に注意を加へ置  
きたり然るに四月十一日課擔當看守安西六八は  
彼れが出来高の僅に一貫目にも足らざるものあり  
しを以て懇々其怠慢を諭したるに對し彼は種々強  
辯を試み或は同看守を嗤笑し漸次憤怒の狀を現し  
來り將に同看守に掴み掛らんとしたるより同看守  
は手を以て彼の面部頰の邊を二三打ちたる後其不  
心得を懇諭し自席に歸らしめたり夫より同看守は  
他囚の課程を取調べ該工場を去らんとし場内中央  
部に至りたる折柄該囚は突然自己所用の糞打槌を  
以て同看守の後より不意を襲ひ一下其頭部を強擊  
すれば憐むべし同看守は其場に倒る續いて咄嗟二  
三撃を加へたるを傍に就業し居たる受刑者等は工  
場擔當者看守と共に駆寄りて該囚を取押へたり因  
に加害者は性短慮にして物に激し易く屢受刑の身

も君の逝けるは身は國家に捧げたるものにして洵に殉職の譽を  
享くる所なり茲に謹て賞賚を以て弔意を表す  
明治四十五年四月三十日  
監獄協會總裁  
正三位勳一等 松田 正久

### ●囚徒の放火未遂

網走監獄無期徒刑囚東京市平民中村喜太郎は四月  
二十五日同監獄内營繕假小屋に於て腰掛製造に従  
事申午後三時頃一天俄に掻き曇り驟雨至りければ  
尾村看守は該囚外二名をして屋外に在りし糞屑を  
取納れしめ他囚等も亦木材等を片附つゝありしが  
該囚は其機に乗じ隙を窺ひて豫て包藏し置ける空  
罐を携へ同工場の真向なる左官出役場に至り輾轉  
器械を焼き直す用あるが爲なりと詐り炭火少量を  
貰ひ受け來り巧に之を物陰に藏匿し置き午後三時  
半頃曩に取入たる糞屑入の俵を取片附くる風を装  
ひかの藏し置たる炭屑を空罐内に容れ炭火に加へ

而して之を木片砲屑の結束せるものと藁屑俵の堆積しある間に置き其上に厚き一寸位の板を載せ漸次炭火の發るに従ひ藁屑俵等に燃移る装置を爲し何喰はぬ顔して還房せしに程經て外役より引揚げ歸りし看守及受刑者等が同工場前を通過の際偶然烟の立騰れるを窺るや看守は直に受刑者を指揮して消防に従事し一面急を戒護本部に報じ典獄初め其他の吏員駆付け來りて消止めたり而して火は單に屋上の一小部分を燒きたるに過ぎざりしは先以て幸せと云ふ可しそも該因が斯る企を爲すに至りし原因は自己の無期徒刑にして容易に出獄の望なければ出火あれば多數の囚徒を一時に出監せしむべく其混雜に乗じ逃走せんとの意思に出でたるものなりと

### ● 姫路分監の火災

本月九日午後七時四十分神戸監獄姫路分監第七工場より發火せるが折柄東北の烈風之を煽りければ

火勢益々猛威を逞ふし九時頃は早くも第六監に延焼せり該時既に警察官並に軍隊も來援力を協して必至に消防に盡力せしも其甲斐なく遂に抄紙工場及第六監外に作業請負人所有藁葺納屋參棟瓦葺納屋壹棟をば全部烏有に歸せしめて九時三十分鐘火せり其損害見積額約五千圓なり在監人員は逸速く避難せしめたるを以て幸に死傷なし出火の原因に至ては不明に屬し取調中なるも或は紙撰夫が反古紙中に在りし煙草を竊かに吸ひ其吸殻より發火せしに非ずやと推定せらる

### ● 西郷分監の廢止并に出張所の設置

司法省告示第十七號を以て松江監獄西郷分監は明治四十五年四月三十日限り廢止する事となり更に同所に松江監獄所屬西郷出張所を設置せり其結果として從來拘禁中の受刑者及今後の受刑者は本分

監に移し獨り刑事被告人のみ其儘拘禁する事となり但し監獄用務に必要な限り短期刑の者數名を拘禁するを得べしと

### ● 公吏犯罪者の激増

(最も多きは新潟縣)

最近其筋の調査に據れば四十四年度中市町村吏員並に市町村會議員にして犯罪の起訴を受けたる者は吏員三百四十七名前年度に比較して八十六名の増加議員百五十二名にて前年度に比較し百五十二名の増加なるが内有罪の宣告を受けたる者に就て見るに吏員二百五十九名前年度に比し二百十名の増加、議員百十四名前年度に比し十四名の増加なり更に之を府縣別に見れば有罪の部に於て新潟縣の吏員三十四名議員二十二名最も多く次で愛媛縣の吏員十九名和歌山縣の吏員十七名議員八名熊本縣の吏員九名、議員十名長野縣の吏員七名議員十八名富山、島根兩縣の各十名宛石川縣の吏員十名

議員一名東京府の吏員五名等にして一名の犯罪者をも出さざりしは大坂、長崎、埼玉、三重、滋賀、巖手、山形、高知、佐賀、沖繩等なり尙ほ各府縣合計有罪者の職名を擧ぐれば左の如し

職名	四十四年度	前年度比較増
市長	一	一
市警職	一	一
市參事會員	一	一
町村長	九六	七四
助役	三三	二八
收入役	六三	五四
書記其他	五二	三九
區長及代理者	二	二
委員	一一	一一

### ● 元監獄典獄川口氏の訃

元巖手監獄典獄にして永く本會の地方部長たりし川口雄朗氏は退職後郷里下總佐倉町に居を卜し悠悠自適風月に吟咏し居たるが過般來腎臟炎に罹り療養怠らざりしも藥石効を奏せず去る十七日溘焉

易費せるの報に接せり

### 朝鮮答刑令

朝鮮答刑令は制令第十三號を以て發布されたり

#### 朝鮮答刑令

- 第一條 三月以下ノ懲役又ハ拘留ニ處スベキ者ハ其ノ情狀ニ依リ答刑ニ處スルコトヲ得
- 第二條 百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スベキ者左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ其ノ情狀ニ依リ答刑ニ處スルコトヲ得
  - 一 朝鮮内ニ一定ノ住所チ有セザルトキ
  - 二 無資産ナリト認メタルトキ
- 第三條 百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡確定後五日内ニ之ヲ完納セザルトキハ檢事又ハ即決官署ノ長ハ其ノ情狀ニ依リ答刑ニ換フルコトヲ得但シ答刑執行中未ダ執行セザル答刑ニ相當スル罰金又ハ科料ヲ納メタルトキハ答刑ヲ免ズ
- 第四條 本令ニ依リ答刑ニ處シ又ハ罰金若ハ科料ヲ答刑ニ換フル場合ニ於テ一日又ハ一圓ヲ答ニ換算ス其ノ一圓ニ滿タザルモノハ之ヲ答一ニ計算ス但シ答ハ五ヲ下ルコトヲ得ズ
- 第五條 答刑ハ十六歳以上六十歳以下ノ男子ニ非ザレバ之ヲ科

スルコトヲ得ズ

- 第六條 答刑ハ答ヲ以テ替ナ打チ之ヲ執行ス
  - 第七條 答刑ハ答三十以下ニ在リテハ之ヲ一回ニ執行シ三十迄ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ
  - 第八條 答刑ノ言渡ヲ受ケタル被告人朝鮮内ニ一定ノ住所チ有セス又ハ逃走ノ虞アルトキハ檢事又ハ即決官署ノ長ハ之ヲ監獄又ハ即決官署ニ留置ス第三條ノ規定ニ依リ換刑ノ處分ヲ受ケタル者亦同シ
  - 第九條 答刑ノ言渡確定シタル者ハ其ノ執行ヲ終ル迄之ヲ監獄ニ因リ答刑ヲ執行スルニ適當ナラズト認ムルトキハ三月以内執行ヲ猶豫スルコトヲ得猶豫三月ヲ超エ換答刑ヲ執行スルニ適當ナラズト認ムルトキハ其ノ執行ヲ免ズ
  - 第十條 檢事又ハ即決官署ノ長ハ受刑者ノ心神又ハ身體ノ障礙ニ因リ答刑ヲ執行スルニ適當ナラズト認ムルトキハ三月以内執行ヲ猶豫スルコトヲ得
  - 第十一條 答刑ハ監獄又ハ即決官署ニ於テ秘密ニ之ヲ執行ス
  - 第十二條 答刑ノ時效ハ各本令ニ付定メタル例ニ依ル
  - 第十三條 本令ハ朝鮮人ニ限り之ヲ適用ス
- 附則  
本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 假出獄及假出場に關する取扱手續

朝鮮總督府訓令第十六號を以て發布されたり

#### 假出獄及假出場ニ關スル取扱手續

- 第一條 假出獄ノ具申書ニハ假出獄ヲ許スベキ者ノ氏名、年齢、本籍、住所、罪名、犯數、刑名、刑期、刑期ノ起算並終了日、刑期三分ノ一ニ相當スル日、假出獄ヲ許ス事由、出獄後ニ於ケル保護者ノ氏名、職業、住所、生活ノ狀態及保護者ト本人トノ關係ヲ記載スベシ
- 第二條 假出場ノ具申書ニハ假出場ヲ許スベキ者ノ氏名、年齢、本籍、住所、罪名、犯數、刑名、刑期若ハ金額、刑期ノ起算及終了日假出場ヲ許ス事由ヲ記載スベシ
- 第三條 監獄令施行規則第七十三條ニ依リ假出獄ノ具申書ニ添附スベキ行狀録ハ身分帳簿行狀録最近一年六月分ノ寫ヲ以テ之ニ充テ身上調査書類ハ身上票及公務所其ノ他ノ回答書ニシテ特ニ參考ト爲ルベキモノノ寫ヲ以テ之ニ充ツベシ
- 第四條 刑期三分ノ一ヲ算出スルニハ左ノ例ニ依リ曆ニ從ヒ計算スベシ
  - 一 刑期三年以下ニシテ年ノミニ係ル時ハ年々月ニ換算シテ之ヲ三分シ其ノ商ニ相當スル期間ヲ刑期起算日ヨリ計算ス

二 刑期三年以上ニシテ年ノミニ係ル場合ニ於テ其ノ儘三分スルコト能ハサルトキハ先ツ年ヲ三分シテ其ノ商ヲ得、年ノ端數ハ之ヲ月ニ換算シテ之ヲ三分シ月ノ商ヲ得、年ト月トノ商ニ相當スル期間ヲ刑期起算日ヨリ計算ス

三 刑期三年以下ニシテ年ト月トニ跨ルトキハ先ツ年ヲ月ニ換算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘテ其ノ和ヲ三分シ因テ得タル商ニ相當スル期間ヲ刑期起算日ヨリ計算ス

四 刑期三年以上ニシテ年ト月トニ跨ル場合ニ於テ其ノ儘三分スルコト能ハザルトキハ先ツ年ヲ三分シテ年ノ商ヲ得、年ノ端數ハ月ニ換算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘテ其ノ和ヲ三分シテ月ノ商ヲ得、月ノ端數ハ次ノ方法ニ依リ計算ス

(イ) 先ツ刑期起算日ヨリ年ト月トノ商ニ相當スル期間ヲ曆ニ從ヒ計算シ其ノ期間ノ最終日ヲ定ム

(ロ) 次ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ月ノ端數ヲ曆ニ從ヒ計算シ其ノ期間ニ相當スル日數ヲ算出ス

(ハ) (ロ)號ニ依リ算出シタル日數ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、更ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ日ノ商ニ相當スル期間ヲ計算シ其ノ最終日ヲ定ム但シ日ノ端數ヲ生スルトキハ商ヲ一日繰上グルモノトス

五 年ト月ト日トニ跨リ其ノ儘三分スルコト能ハザルトキハ四號(イ)(ロ)ノ例ニ準シ日數ヲ算出シ其ノ算出シタル日數ニ刑期ノ日ヲ加ヘ之ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、四號(ハ)ノ例

ニ依リ計算ス  
 六月ト日トニ跨リ又ハ日ノミニ係ル場合ニ於テ其ノ儘三分  
 スルコト能ハザルトキハ前數號ノ例ニ準シ計算ス  
 七 刑期ニ算入スヘキ日數アルトキハ先ツ全刑期ノ最終日ヨ  
 リ通テ算入スベキ日數ヲ控除シ其ノ殘期ノ三分ノ一ヲ計算  
 ス  
 第五條 假出獄證票ハ別記第一號書式ニ依リ之ヲ作成シ假出場  
 證票ハ別記第二號書式ニ依リ之ヲ作成スベシ  
 第六條 假出獄又ハ假出場ニ因リ釋放シタルトキハ許可書到達  
 ノ年月日時及釋放シタル年月日時ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ  
 第一號二號書式(略)

### 指紋取扱規程

朝鮮總督府訓令第四十四號を以て四月一日發布さ  
 る  
 指紋取扱規程  
 第一條 懲役又ハ禁錮若ハ管刑ニ處セラレタル者ニ付テハ其ノ  
 指紋ノ印象ヲ徵取スベシ  
 第二條 指紋ノ印象ハ刑ノ執行ニ著手シタル當日、刑ノ執行猶  
 豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ釋放ノ際ニ之ヲ徵取スベシ  
 第三條 指紋ハ指紋原紙(樣式第一號)ニ之ヲ押捺セシムヘシ

第四條 指紋原紙ハ一人ニ付二枚ヲ作成シ其一枚ハ常該ノ監獄  
 又ハ分監ニ保管シ他ノ一枚ハ一箇月分ヲ取盡シ指紋原紙送付  
 書(樣式第二號)ヲ添附シ直ニ之ヲ本府司法部ニ送付スベシ  
 第五條 刑事被告人ニシテ特ニ前科隱蔽ノ嫌疑アル者ハ其ノ指  
 紋ノ印象ヲ徵取シテ之ヲ本府司法部ニ送付シ指紋ノ對照ヲ求  
 ムヘシ  
 第六條 指紋原紙ヲ作成シタルトキハ直ニ既成ノ指紋原紙ト同  
 一指紋ノ有無ヲ調査スベシ  
 第七條 指紋ノ對照ニ因リ前科アルコトヲ發見シタルトキハ直  
 ニ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ通知スベシ  
 第八條 前科發見ノ結果加重刑ノ決定ヲ受ケ又ハ其ノ他ノ事由  
 ニ因リ指紋原紙ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ本府司法  
 部ニ之ヲ通報スベシ  
 第九條 創傷其他ノ事故ニ因リ受刑者ノ指紋ニ變更ヲ生シタル  
 トキハ更ニ其ノ指紋ノ印象ヲ徵取シ第四條ノ手續ヲ爲スベシ  
 (樣式略ス)



## 叙 任 令

四級俸下賜  
 依願教誨師ヲ免ス (静岡) 教誨師 後 藤 誠 諦  
 樺戸監獄詰ナ命ス (青森) 看守長 西村重五郎  
 青森監獄詰ナ命ス (樺戸) 看守長 吉村九一  
 任看守長四級俸給與 關東都府府監吏 研野熊次郎  
 福岡監獄小倉分監長ヲ命ス (福岡) 看守長 三浦 義 英  
 山形監獄米澤分監長ヲ命ス (秋田) 看守長 杉本雄太郎  
 五級俸給與 (山形) 看守長 大石 權 六  
 四級俸給與 依願免本官  
 青森監獄青森分監長ヲ命ス(弘前分監) 看守長 庄 司 善 吉  
 青森監獄弘前分監長ヲ命ス (青森) 看守長 三浦 米 丸  
 四級俸給與 (十勝) 看守長 伊 藤 卯 吉  
 依願免本官 (長野) 看守長 加 治 廣 吉  
 八級俸 依願免本官  
 長野監獄詰ナ命ス (甲府) 看守長 前田政之輔

## 叙 任

任看守長十級俸給與 (名古屋) 看守 杉野 虎 吉  
 名古屋監獄岡崎分監詰ナ命ス (秋田) 看守長 神保重五郎  
 八級俸下賜(死亡) (廣島) 看守長 中村 豊 藏  
 依願免本官 (西部分監) 看守長 大山 喜 藏  
 松江監獄詰ナ命ス (安濃津) 看守 川 瀬 勝 太郎  
 任看守長十一級俸給與 (盛岡) 看守長 鹿 島 信 明  
 任廣手縣西磐井郡書記月俸二十二圓給與 (神戸) 監獄技手 木村仙之助  
 依願免本官 福岡監獄久留米分監詰ナ命ス(小倉分監) 看守長 野村平次郎



會報

●茶話會

四月十六日午後二時より本協會に於て茶話會常會開會文學士寺田精一氏は夢に現はれたる未成年の心理状態と題し先づ夢の心理状態より未成年者に於ける夢の心理的内容を詳説し更に未成年者の處遇に言及し緩々二時間に涉りての講演あり終りて例の如く茶菓の饗應ありて會を閉ぢしは四時を過ぐる三十分頃なりき此日來會者如左

- 引野 信天 小原綱五郎 鹽野彌三郎 關口倉之丞
- 鈴木 森藏 君塚庄次郎 山田 晴作 澤家 正己
- 田島 勇 矢作 照道 小島 正志 飯泉 來藏
- 西角平八郎 宮原 幹造 山口 勝時 篠田 又吉
- 宇野 準太 中村 信吉 土倉 是空 佐々木俊翁
- 森口幸之助 卷端 義印 高橋好之助 田中大七郎
- 景山 榮志 小川 繁三郎 森田喜惣次 川尻子之作
- 日黒與四郎 山内 末吉 秋田道太郎 龜田 源藏
- 下川 範英 玉川 泰嶽 濱田 定吉 辻 明 本
- 國中秀太郎 長谷川玉三郎 藤岡 定吉 梅本増次郎
- 西山 彦隆 永田重太郎 安田 軍太 佐川 六藏
- 西巻 勘次 柴田 英之 鈴木 伊藏 堀江 哲文
- 木村 彦作 增山徳三郎 吉川 一江

- 佐藤嘉次郎 田村 英一 柏原 平助 勝 寅松
- 藤居 虛 中込開太郎 渡米 律衛 泉水 新藏
- 佐藤庄三郎 尾 形 享 渡邊秀三郎 中山 登益
- 島崎 健 大塚安太郎 居川 久一 齋藤 鐵造
- 深澤權之助 福戶繁太郎 近山 盛雄 近藤金太郎
- 井岡房之助 瀧澤勇太郎 深井 盛照 香椎豐次郎
- 藤田 吉平 廣波 秀緒 下村 勝次 櫻井 周助
- 赤城 一雄 村上 勝太 求 猶 松 木本確次郎
- 山下長右衛門 生三 俊隆 中田 主税 原 卓一
- 青木 貫之 赤木七太郎 郡司幸壽千 河野 純孝 田中 一雄
- 逸見祐之助 山口 知信 岡部 安憲 芳村 重次
- 椎名 龜藏 島田 榮造 十居 寛申 河井善太郎
- 香川又二郎 谷 野 格 木名瀬禮助 森 元 輪
- 眞木 喬

●谷野理事の巡閱  
谷野理事は神戸監獄巡閱の爲め客月二十八日同地へ出張せしが本月十二日歸任せり

●豐野理事の歸任  
豐野理事は豫て富山外四縣の監獄巡閱の爲め出張中なりしが去る九日歸任せり

●谷田會長の出張  
本月十七日谷田會長は平沼次官と同行静岡安濃津兩地方裁判所管内へ監獄事務視察として出發せり

内務次官 床次竹二郎序 ウヰリアム、ドグラス、モリソン著  
 法學博士 平沼麒一郎序 小 鹽 高 恒 譯  
 法學博士 井上友一序 留 岡 幸 助 校 閱  
 法學博士 小河滋次郎序

# 不良少年

原書は博士モリソンの著述に係り歐米斯界の學者が仰いで以て、一大明星となす所。而して之が譯者は學理と實際とに多年蘊蓄ある小鹽高恒君の筆になり、且つ斯道の大家留岡幸助先生が親しく校閲したれば本書が居然として、斯學に重きを爲すは固より言ふを俟たず。若し夫れ大盜巨賊も不良少年を感化し能はざるの罪に坐するをしらば刑事政策のこと豈他岐を要せんや。則ち知る本書は社會救済の上に於ける絶好無二の指南車たるを。敢て江湖に推薦す。

定價 特製金壹圓廿錢  
 並製金九拾錢  
 郵 稅 金 八 錢

發 兌 警 醒 社 書 店  
 東京橋銀座 振替東京五五三

會費送附方

局振 名込	宛 名	番地 東京市麴町區西日比谷町 壹番地
	監獄協會理事 眞木 喬	

司法省內郵便局

明治四十五年五月二十日發行

(定價金拾貳圓)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地  
 編輯人 豐野胤珍  
 印刷所 東京市四谷區受住町二番地  
 發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地  
 電話新橋壹六八番  
 監獄協會  
 印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地  
 東京書院印刷部  
 東京市四谷區受住町二番地  
 賣捌所 東京書院